

自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書

2024年6月

株式会社カドス・コーポレーション

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式479,655千円（見込額）の募集及び株式661,200千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式183,825千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2024年6月14日に中国財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社カドス・コーポレーション

山口県山口市小郡黄金町7番17号

本ページ及びこれに続く写真・図表などは、当社の概況などを要約し作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 経営の基本方針

Corporate philosophy

お客様の発展を願うことが我社の発展の鏡と心得

共生と共栄を目指します

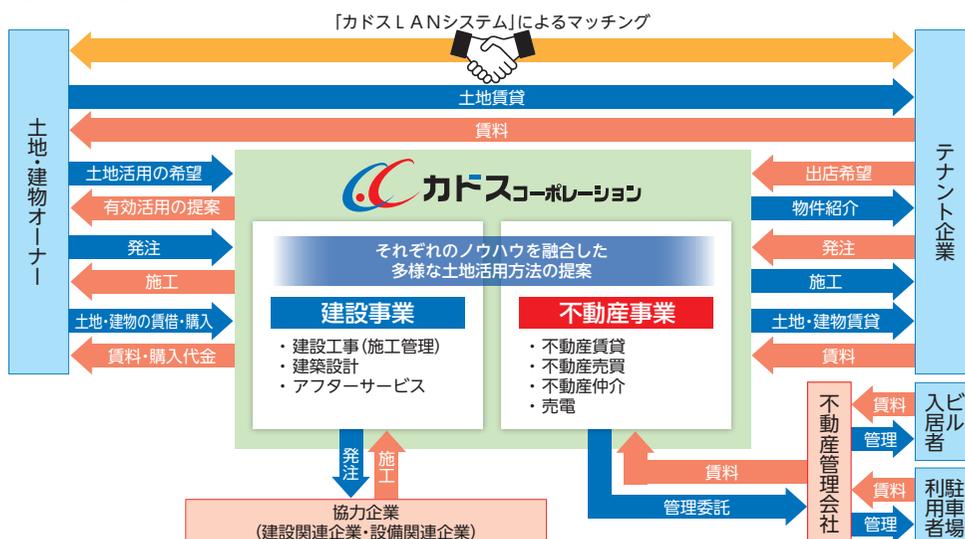
当社は、上記の企業理念のもと、「この街にこんなお店があれば便利だな」「この街にあのお店ができれば嬉しいな」という地域の声を形にし、地域の街づくりに貢献する企業のひとつとして、地域の価値向上を目指した事業を行っております。

また、「100年存続企業」が当社における長期ビジョンであり、「100年存続企業」を実現するために「売上高100億円」と「社員100人体制」の早期実現を目指して、お客様、株主、従業員の信頼と期待に応えることを基本方針としております。

2. 事業の概況

当社は、土地の有効活用を希望する土地オーナーの情報、事業に適した用地の情報、新しい事業展開のために拠点を求めるテナント企業の情報を収集してまいりました。土地オーナーとテナント企業を引き合わせ、双方のニーズをつなげることで建築工事の受注に結び付けるビジネスモデルを「カドスLANシステム」と呼び、当社の強みと言えるビジネスモデルであると考えております。これにより、土地の特性に合わせた最適な事業プランの提案から店舗の設計施工、テナント企業の出店までをトータルプロデュースしております。

建設受注と不動産賃貸の両面からアプローチすることにより、例えば当社が不動産を賃借することで建設受注にもつながるなど、建設事業と不動産事業の複合案件を生み出し、さらに期間満了後には新たな建設受注の獲得も期待できることから、将来にわたって長期間安定した不動産収入と建設受注を獲得しうる事業構造（プラットフォーム）を確立しています。事業系統図によって示す次のとおりです。



3. 事業の内容

土地活用の提案から設計・施工までをトータルプロデュース

建設事業と不動産事業の2つを柱とする事業展開を行っております。

各事業の具体的内容は次のとおりです。

(1) 建設事業

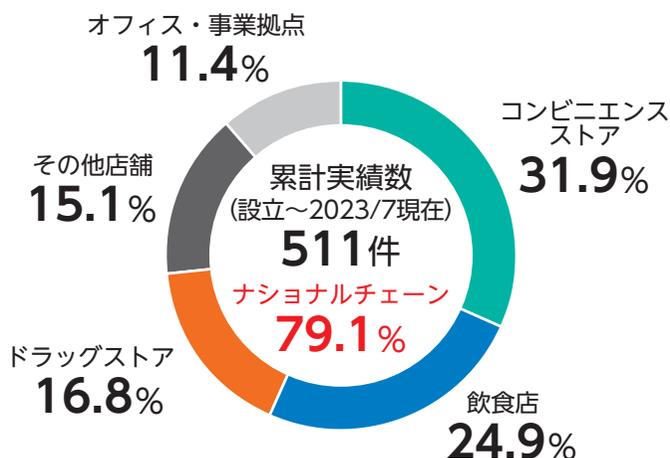
当社は、建設事業として、山口県・広島県を中心に主として流通店舗の設計施工を行っています。

土地の有効活用を希望する土地オーナーの情報、事業に適した用地の情報、新しい事業展開のために拠点を求めるテナント企業の情報を収集し、これらの情報をもとに、土地オーナーとその土地に適したテナント企業を引き合わせ、双方のニーズをつなげることで建築工事の受注に結び付けるビジネスモデルを「カドスLANシステム」と呼び、これにより、土地の特性に合わせた最適な事業プランの提案から店舗の設計施工、テナント企業の出店までをトータルプロデュースしております。

競合企業の多くが、テナント企業の出店が決定した案件の施工を請負うことに集中しているのに対し、当社は創業当初から土地を活用したい土地オーナーへのアプローチを進め、活用することについて、土地オーナーから承諾を得た土地の情報を店舗設計図案とともにテナント企業に紹介し、土地の賃貸借契約につなげるマッチングを進めてまいりました。その結果、出店用地を探したいテナント企業の評価はもちろん、土地を活用したいと考える土地オーナーの認知度も高めることができました。土地オーナーとテナント企業のマッチングは、テナント企業からの特命受注につながり、競合他社との価格競争も回避できております。

当社設立から2023年7月期までの新築完工件数の累計は511件（コンビニエンスストア163件（31.9%）、飲食店127件（24.9%）、ドラッグストア86件（16.8%）、その他店舗77件（15.1%）、オフィス・事業拠点58件（11.4%））と実績を積み上げており、当社設立から2013年7月期（15年間）の207件に対し、約2.5倍となっております。ナショナルチェーンの件数は404件（79.1%）、ナショナルチェーン以外のローカル店舗は107件（20.9%）であります。交通要地という好立地の提供・紹介により、ナショナルチェーンの割合は着実に上昇しております。ナショナルチェーンの割合を増やすことで、新たな営業エリアでも既存エリアのテナント企業に営業活動が可能となることから、営業エリア拡大にも寄与するものと考えております。

テナント属性別新築完工件数（累計）内訳



新築完工実績

● コンビニエンスストア、飲食店（抜粋）



● ドラッグストア（抜粋）



● その他店舗（抜粋）



(2) 不動産事業

建設事業の営業活動の中で、土地オーナーとテナント企業とのニーズがマッチングしないケースや、土地オーナーがテナント企業と直接賃貸借契約を結ぶことに不安を持たれるケースがあります。このようなケースにおいて、当社が両社の間に入り双方のニーズをつなぎ合わせることで土地オーナーとテナント企業のマッチングを促進させ、店舗施工の受注成約率を高めるとともに、当社にとって長期安定収入となる不動産収入を得ています。また、中古の店舗・事務所・ビル等を取得し、必要な改装等を施したうえでの賃貸、出店を予定している企業と土地オーナー間の不動産売買の仲介、保有設備である太陽光発電システムによる売電も不動産事業として展開しており、建設事業と不動産事業の両輪でビジネス機会を最大化する構造を構築しております。さらに、収益規模の拡大を目的とし、採算性を十分に検討したうえでの不動産売買にも着手しております。

1. 土地オーナーから当社が土地を賃借し、当社費用で建物を建設のうえ当社が土地建物をテナント企業に賃貸するケース
2. 土地オーナーから当社が土地を賃借し、当社がテナント企業に土地を賃貸するケース



3. 土地オーナーから当社が土地を購入し、当社がテナント企業に土地を賃貸するケース
4. 土地建物オーナーから当社が土地建物を購入し、当社がテナント企業に土地建物を賃貸するケース



4. 中長期的な経営戦略

当社における長期ビジョン

「100年存続企業」

実現に向けて

「売上高100億円」「社員100人体制」の早期実現

お客様、株主、従業員の信頼と期待に応える

◆経営資源の選択と集中

本社を構える山口県は、人口減少や少子高齢化が急速に進む一方、福岡県と広島県については、東京一極集中からのシフトの受け皿として、現状程度の商業・人口集積を維持するものと見込んでおります。したがって、建設事業においては、本社の売上規模は維持しつつ、経営資源を広島・福岡の両県に重点投入し、売上拡大に取り組んでまいります。

今後、テナント企業の出店需要が高い山陽道及び北部九州を営業エリアとして、山口県・広島県に加えて西は福岡県及びその周辺、東は岡山県まで広く事業を展開する予定です。また、同4県中の人口10万人超22市のうち、特にナショナルチェーン店舗施工実績10件未満の13市を進出余地のあるターゲット地域とし、同地域における地元不動産会社と業務提携を行い、土地オーナーの土地活用ニーズの掘り起こしを加速させる計画であります。

また、当社は複数のテナント企業を誘致した郊外型複合商業施設として「カドスタウン」の展開にも着手しており、既に山口県防府市及び宇部市において用地を確保しております。土地オーナーとナショナルチェーンの1対1対応よりも複数の土地オーナーと複数のナショナルチェーンのニーズをマッチングさせる多対多対応の相乗効果を想定し、複数のナショナルチェーン誘致で集客力を高め、用地のブランド力を引き上げます。当社はそれらの開発・一括管理で付加価値を提供するという構想を実現させる方針です。

◆継続的な設備投資

不動産事業については、将来性のある賃貸用不動産や借地権等の新規取得及び既存保有施設の維持更新を継続的に行うことで、保有資産価値の維持と賃貸収入の増加を図ってまいります。

2023年7月期は、上記の賃貸用不動産等の新規取得に販売用不動産の購入を加え、815百万円の投資を実施しました。今後もオフィスビル、物流関係の建物などをターゲットとし、投資を実施してまいります。現在はオフィスビル3件、物流倉庫2件を賃貸物件として保有しておりますが、さらに増加させていく方針です。

◆人材の確保と育成

65歳定年としておりますが、個人の健康状態・就労意欲に応じて個別に労働条件設定を行い、希望する年齢まで働ける環境を整えてまいります。また、従業員の査定方法を明確化し、評価の適正化を図るとともに、業務に必要な資格取得を奨励して上昇志向と能力の向上を図ってまいります。

ビジネス機会を着実に取り込むためには施工能力強化が不可欠であります。2023年7月期末現在、工事部門（原価見積部門、設計部門を含む）の従業員は47人ですが、今後も積極採用に努めてまいります。また、現場監督の組合せ改善、DXを活用した遠隔操作による現場監督、人材育成により、1人当たり年間完成工事高も2023年7月期の0.99億円からさらに増加させるべく取り組んでおります。

◆環境保全への取り組み

サステナビリティを巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会の拡大にもつながる重要な経営課題であり、当社としては電力使用量の実質的削減が最も効果的な手段と認識しております。

現状では、全事業の電力使用量が自社太陽光発電量の範囲に収まっておりますが、事業拡大に伴い、電力使用量が超過する場合には、調達するF I T電気に非化石証書（トラッキング付）を付加することで実質の再生可能エネルギーとする予定です。

◆建設工事受注の平準化

業界共通の課題である建設資材価格の上昇や建設技術者の不足により、条件交渉が長期化して工期が重なり、受注できないケース（機会損失）や外注費を含む建設コストの増加が懸念されます。これに対しては、テナント企業に対する工事請負金額の引き上げ交渉や、新卒・中途を問わない人材の確保・育成に加えて、建設技術者の効率的な配置ができるよう受注（工期）を平準化するため、契約までの営業・工事部門の連携強化に注力していく方針です。

◆財務基盤の強化

当社は、不動産事業を中心とする資金需要に対応するため、有利子負債による資金調達を行っておりますが、今後、金利の急激な変動や金融情勢の変化等の何らかの理由により計画どおり資金調達ができない可能性があります。特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資シェアバランスを考慮して調達先を選定し、金融機関との良好な関係構築に努めてきた結果、現時点では手許資金は潤沢で資金調達余力を有しておりますが、引き続き一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

5. 業績等の推移

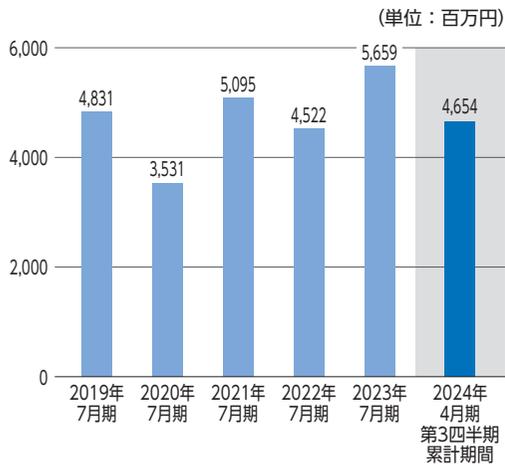
主要な経営指標等の推移

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期 (第3四半期)
決算年月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年4月
売上高 (千円)	4,831,502	3,531,535	5,095,654	4,522,656	5,659,947	4,654,143
経常利益 (千円)	687,355	277,085	603,831	471,929	511,716	415,031
当期純利益 (千円)	327,029	68,353	415,251	312,915	365,879	272,826
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
発行済株式総数 (株)	660	3,160	3,160	3,160	3,160	3,160
純資産額 (千円)	1,687,963	1,969,817	2,391,498	2,704,413	3,045,293	3,268,119
総資産額 (千円)	2,675,979	6,080,864	6,049,626	6,389,813	7,667,228	7,177,465
1株当たり純資産額 (円)	2,557,520.57	787,926.81	956,599.55	3,605.89	4,060.39	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	10,000.00 (-)	20,000.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	495,499.82	27,341.35	166,100.48	417.22	487.84	363.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.1	32.4	39.5	42.3	39.7	45.5
自己資本利益率 (%)	21.5	3.7	19.0	12.3	12.7	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	8.0	13.7	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	332,007	222,165	737,339	296,362	136,674	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△86,499	△283,268	△235,175	△789,756	△266,574	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	△283,632	△463,739	265,950	142,114	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,573,274	1,342,270	1,380,694	1,153,250	1,165,464	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	44 [-]	63 [-]	69 [-]	79 [-]	88 [-]	97 [-]

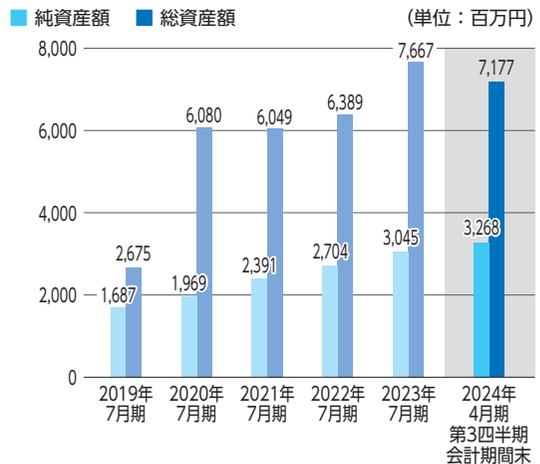
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
4. 主要な経営指標等のうち、第21期から第23期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. 前事業年度(第24期)及び当事業年度(第25期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第26期第3四半期累計期間の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
6. 当社は、2024年3月13日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出してしております。
7. 当社は、第22期の期首(2019年8月1日付)において、有限会社アドレ・エステートを吸収合併しております。当社は同社の100%子会社であったため、当社株式2,500株を新たに発行し、同社株式と1:1の割合で交換しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
9. 当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第21期、第22期及び第23期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期 (第3四半期)
決算年月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年4月
1株当たり純資産額 (円)	8,525.07	2,626.42	3,188.67	3,605.89	4,060.39	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,651.67	91.14	553.67	417.22	487.84	363.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	33.33 (-)	66.67 (-)	- (-)

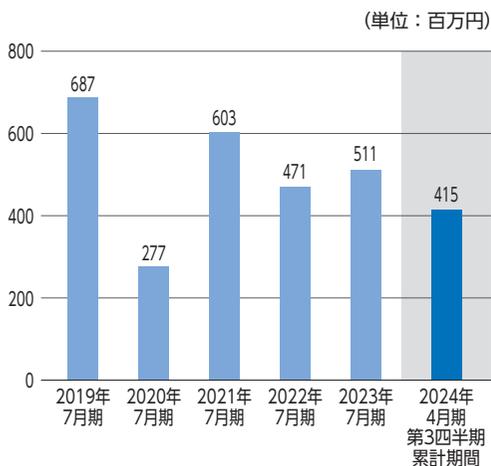
● 売上高



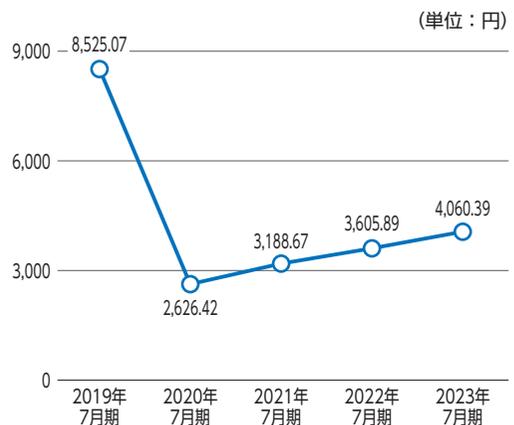
● 純資産額／総資産額



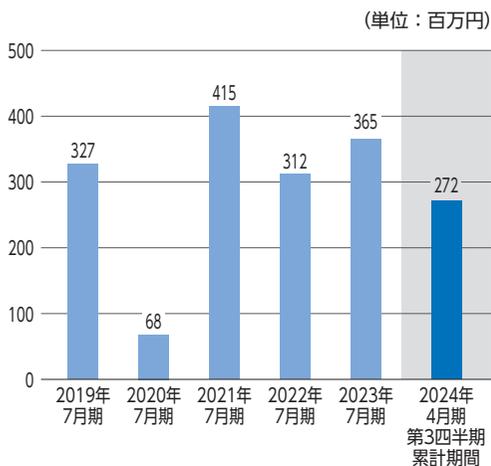
● 経常利益



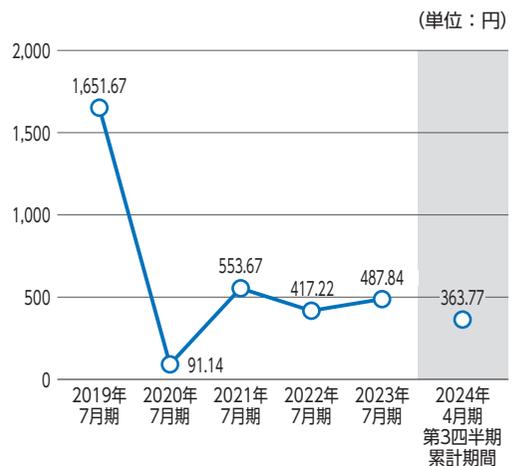
● 1株当たり純資産額



● 当期純利益



● 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。上記では2019年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	20
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	23
3 【事業等のリスク】	25
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
5 【経営上の重要な契約等】	35
6 【研究開発活動】	35
第3 【設備の状況】	36
1 【設備投資等の概要】	36
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	38

第4	【提出会社の状況】	39
1	【株式等の状況】	39
2	【自己株式の取得等の状況】	43
3	【配当政策】	43
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5	【経理の状況】	56
1	【財務諸表等】	57
第6	【提出会社の株式事務の概要】	120
第7	【提出会社の参考情報】	121
1	【提出会社の親会社等の情報】	121
2	【その他の参考情報】	121
第四部	【株式公開情報】	122
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	122
第2	【第三者割当等の概況】	123
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	123
2	【取得者の概況】	123
3	【取得者の株式等の移動状況】	123
第3	【株主の状況】	124
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2024年6月14日
【会社名】	株式会社カドス・コーポレーション
【英訳名】	Cados Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 博丈
【本店の所在の場所】	山口県山口市小郡黄金町7番17号
【電話番号】	083-974-5007
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 那須 聖
【最寄りの連絡場所】	山口県山口市小郡黄金町7番17号
【電話番号】	083-974-5007
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 那須 聖
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 479,655,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 661,200,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 183,825,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	198,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 2024年6月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 上記発行数については、2024年6月14日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、2024年7月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 本募集及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、64,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である杉田茂樹(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式64,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2024年7月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2024年7月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	198,000	479,655,000	—
計(総発行株式)	198,000	479,655,000	—

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は564,300,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	— (注) 3	100	自 2024年7月10日(水) 至 2024年7月16日(火)	未定 (注) 4	2024年7月17日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2024年7月1日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2024年7月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2024年7月1日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2024年7月9日に決定される予定の発行価格、引受価額は各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2024年7月18日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2024年7月2日から2024年7月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社で定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 下関支店	山口県下関市竹崎町一丁目15番20号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	198,000	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	198,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2024年7月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2024年7月9日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
519,156,000	10,000,000	509,156,000

- (注) 1. 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,850円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額509,156千円に本第三者割当増資の手取概算額上限168,527千円を合わせた、手取概算額合計上限677,683千円については、567,000千円を不動産事業において使用する賃貸用不動産の取得・建築に係る設備資金に充当し、残額は借入金の返済資金として充当する予定であります。充当時期は2025年7月期を予定しております。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2024年7月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、以下売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	232,000	661,200,000	山口県山口市 杉田茂樹 112,000株 山口県山口市小郡大正町1番1号 株式会社せんじゅ 77,500株 山口県山口市小郡大正町1番1号 株式会社ネクストライト 42,500株
計(総売出株式)	—	232,000	661,200,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,850円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2024年 7月10日(水) 至 2024年 7月16日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎん証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2024年7月9日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	64,500	183,825,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	64,500	183,825,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案したうえで行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 本募集における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
 5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,850円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2024年 7月10日(水) 至 2024年 7月16日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式会 社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、64,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2024年7月24日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2024年7月24日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2024年7月9日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2024年6月14日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4)	払込期日	2024年7月26日(金)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2024年7月1日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2024年7月9日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である杉田茂樹、売出人である株式会社ネクストライト及び株式会社せんじゅ、当社役員である工藤博丈及び那須聖並びに当社株主であるカドス・コーポレーション従業員持株会、杉田千佳子、井上一志、松本浩美、井上裕子、杉田幹雄及びその他1名は、SMBC日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目までの2025年1月13日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2019年 7月	2020年 7月	2021年 7月	2022年 7月	2023年 7月
売上高 (千円)	4,831,502	3,531,535	5,095,654	4,522,656	5,659,947
経常利益 (千円)	687,355	277,085	603,831	471,929	511,716
当期純利益 (千円)	327,029	68,353	415,251	312,915	365,879
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
発行済株式総数 (株)	660	3,160	3,160	3,160	3,160
純資産額 (千円)	1,687,963	1,969,817	2,391,498	2,704,413	3,045,293
総資産額 (千円)	2,675,979	6,080,864	6,049,626	6,389,813	7,667,228
1株当たり純資産額 (円)	2,557,520.57	787,926.81	956,599.55	3,605.89	4,060.39
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	10,000.00 (—)	20,000.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	495,499.82	27,341.35	166,100.48	417.22	487.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	63.1	32.4	39.5	42.3	39.7
自己資本利益率 (%)	21.5	3.7	19.0	12.3	12.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	8.0	13.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	332,007	222,165	737,339	296,362	136,674
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△86,499	△283,268	△235,175	△789,756	△266,574
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△283,632	△463,739	265,950	142,114
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,573,274	1,342,270	1,380,694	1,153,250	1,165,464
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	44 〔—〕	63 〔—〕	69 〔—〕	79 〔—〕	88 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
4. 主要な経営指標等のうち、第21期から第23期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. 前事業年度(第24期)及び当事業年度(第25期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
6. 当社は、2024年3月13日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。なお、1株当たり配当額は株式分割前の金額を記載しております。
7. 当社は、第22期の期首(2019年8月1日付)において、有限会社アドレ・エステートを吸収合併しております。当社は同社の100%子会社であったため、当社株式2,500株を新たに発行し、同社株式と1:1の割合で交換しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
9. 当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第21期、第22期及び第23期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2019年 7月	2020年 7月	2021年 7月	2022年 7月	2023年 7月
1株当たり純資産額 (円)	8,525.07	2,626.42	3,188.67	3,605.89	4,060.39
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,651.67	91.14	553.67	417.22	487.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	33.33 (—)	66.67 (—)

2 【沿革】

当社は、1998年山口県山口市において、建築設計・施工業務を目的として、現代表取締役会長である杉田茂樹が個人開業した「カドス・コーポレーション」が前身です。

翌年の1999年同所において、流通店舗（コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店等）の建築設計・施工に特化した「有限会社カドス・コーポレーション」を設立し、その後2004年に株式会社に組織変更しております。

開業以後の当社に係る経緯は、次のとおりです。

年月	概要
1998年11月	杉田茂樹が「カドス・コーポレーション」を屋号とする建設業を個人開業し、設計施工業務を開始
1999年 2月	山口県吉敷郡小郡町黄金町（現 山口県山口市小郡黄金町）に流通店舗の設計施工を主とする建築設計事務所である有限会社カドス・コーポレーションを資本金5,000千円で設立
1999年 2月	一級建築士事務所登録
1999年 3月	一般建設業許可を取得し、流通店舗の設計施工請負を開始
2000年 6月	自社建築物の賃貸を開始
2002年11月	宅地建物取引業許可を取得、土地活用から建築までのトータルプロデュースを開始
2004年 2月	業容拡大に伴い、資本金10,000千円に増資し株式会社カドス・コーポレーションに組織変更
2004年 7月	資本金33,000千円に増資
2004年 8月	特定建設業許可を取得
2004年12月	不動産事業を受け持つ会社として、子会社有限会社アドレ・エステートを設立
2011年 9月	広島県広島市に広島出張所を開設
2013年 5月	長崎県諫早市に諫早出張所を開設
2014年 8月	広島県福山市に福山営業所を開設
2015年10月	諫早出張所を諫早営業所に昇格
2016年 2月	有限会社アドレ・エステートが小野田太陽光発電所の売電を開始
2017年12月	広島出張所を広島営業所に昇格
2019年 8月	株式会社カドス・コーポレーションを存続会社として、有限会社アドレ・エステートを吸収合併
2021年 1月	経営資源の選択と集中を図るため、諫早営業所を閉鎖

3 【事業の内容】

当社は、「お客様の発展を願うことが我社の発展の鏡と心得、共生と共栄を目指します」の企業理念のもと、「この街にこんなお店があれば便利だな」「この街にあのお店ができれば嬉しいな」という地域の声を形にし、地域の街づくりに貢献する企業のひとつとして、地域の価値向上を目指した事業を行っております。具体的には建設事業と不動産事業の2つを柱とする事業展開を行っております。両事業の区分は「第2 事業の状況」や「第5 経理の状況」において示すセグメントの区分と同一です。各事業の具体的な内容は次のとおりです。

(1) 建設事業

当社は、建設事業として、山口県・広島県を中心に主として流通店舗の設計施工を行っています。なお、当社は元請を主としており、実際の施工は当社の協力会社（下請会社）が行っております。

創業以来、土地の有効活用を希望する土地オーナーの情報、事業に適した用地の情報、新しい事業展開のために拠点を求めるテナント企業の情報を収集してまいりました。これらの情報をもとに、土地オーナーとその土地に適したテナント企業を引き合わせ、双方のニーズをつなげることで建築工事の受注に結び付けるビジネスモデルを「カドスLANシステム」と呼び、当社にとって強みと言えるビジネスモデルであると考えております。これにより、土地の特性に合わせた最適な事業プランの提案から店舗の設計施工、テナント企業の出店までをトータルプロデュースしております。なお、社名の「CADOS」は、「Construct=建設」「Architecture=建物」「Design=設計」「Of」「Survey=測量」の頭文字を組み合わせて命名したものであり、「カドスLANシステム」の「LAN」は、「Land=土地」「Application=活用」「Network=情報網」の頭文字を組み合わせて当社が作った造語です。いずれも、土地活用の提案から設計・施工までをトータルプロデュースするという、当社の事業スタンスを意図して表現しております。

競合企業の多くが、テナント企業の出店が決定した案件の施工を請負うことに集中しているのに対し、当社は創業当初から土地を活用したい土地オーナーへのアプローチを進め、活用することについて、土地オーナーから承諾を得た土地の情報を店舗設計図案とともにテナント企業に紹介し、土地の賃貸借契約につなげるマッチングを進めてまいりました。その結果、出店用地を探したいテナント企業の評価や土地を活用したいと考える土地オーナーの認知度も高めることができました。土地オーナーとテナント企業のマッチングは、テナント企業からの特命受注につながり、競合他社との価格競争も回避できております。また、当社は、店舗施工後においても物件の修繕対応や物件の土地オーナーとの関係性構築を行っております。土地オーナーとの関係性構築の一環として、土地オーナーそれぞれに管理番号を設定のうえ賃貸借契約管理書（管理カード）の発行を行っており、管理番号により物件名や担当者を即時に把握し、適切な対応を行えるようにしております。当社では、賃貸借契約締結後においても、土地オーナーに直接テナント企業から連絡があった場合には内容を確認し、テナント企業との面談に同席を行うなど、必要なアドバイスも行っており、また土地オーナーが所有する他の土地の相談等に応じるなど、土地オーナーのアフターケアを行うことで、賃貸借契約満了時には当社で新たな土地活用方法を提案し、永続的なトータルコーディネートを行うべく事業を推進しております。上記の賃貸借契約管理書（管理カード）を発行したオーナーを施工物件土地オーナーとして管理しており、2023年7月期末現在の管理数は235人（社）となりました。また、当社が土地オーナーから土地活用の依頼を受け、テナント企業に土地の紹介と出店の提案を行い、出店の合意のもとに土地オーナーとテナント企業が土地賃貸借契約を締結するまでのマッチング期間の中間値（2021年7月期～2023年7月期）は約4か月（119日）であります。契約締結までに2か月を要しないケースもあり、早期の契約締結が実現できておりますが、地域環境の変化や競合企業の参入などにより、ビジネス機会を逃すことのないよう、今後もマッチング期間の短縮は重要であると認識しております。

2023年7月期の完成工事高（売上高）は4,503百万円、新築工事件数（売上計上分）は34件、新築完工件数（施主引渡分）は23件（ドラッグストア10件（43.5%）、飲食店8件（34.8%）、その他店舗2件（8.7%）、事務所2件（8.7%）、コンビニエンスストア1件（4.3%））であり、売上高のうち、当社のメインターゲットであるナショナルチェーン（山口県隣県以外にも出店しているチェーン店）店舗開連は4,051百万円（90.0%）、ナショナルチェーン以外のローカル店舗（地場企業、オフィス・事業拠点など）開連が452百万円（10.0%）でありました。

当社設立から2023年7月期までの新築完工件数の累計は511件（コンビニエンスストア163件（31.9%）、飲食

店127件（24.9%）、ドラッグストア86件（16.8%）、その他店舗77件（15.1%）、オフィス・事業拠点58件（11.4%））と実績を積み上げております。新築完工累計件数は、当社設立から2013年7月期までの15年間で207件に対し、約2.5倍となっております。ナショナルチェーンの件数は404件（79.1%）、ナショナルチェーン以外のローカル店舗は107件（20.9%）であります。ブランド数は165件であり、ナショナルチェーン77件（46.7%）、ローカル店舗88件（53.3%）であります。1ブランド当たり平均店舗数は3.1店舗であり、ローカル店舗1.2店舗に対し、ナショナルチェーンは5.2店舗と4倍超となっております。

ナショナルチェーン404件のうち、同一ブランド10店舗以上のブランドは8ブランド274件（67.8%）、同一ブランド3店舗以上（～9店舗）は16ブランド64件（15.8%）、同一ブランド3店舗未満のブランドは53ブランド66件（16.3%）であります。

交通要地という好立地の提供・紹介により、ナショナルチェーンの割合は着実に上昇しております。また、ナショナルチェーンの割合を増やすことで、当社が営業エリアを拡大する際には一からテナント企業を開拓することなく、新たな営業エリアでも既存エリアのテナント企業に営業活動が可能となることから、営業エリア拡大にも寄与するものと考えております。

（2）不動産事業

当社の不動産事業は、建設事業の営業活動の中で土地オーナーとテナント企業とのニーズがマッチングしないケースがあることから、当社が両社の間に入り双方のニーズをつなぎ合わせることで案件を成立させております。例えば、土地オーナーの希望は土地の賃貸、テナント企業の希望は建物の賃借の場合では案件は成り立ちませんが、当社が土地オーナーより土地を賃借し、当社費用で建物を建築のうえテナント企業に土地・建物を賃貸（建貸）することで双方のニーズがマッチングします。また、土地オーナーの中には、テナント企業と直接賃貸借契約を結ぶことに不安を持たれる方もおられますので、当社が土地オーナーから土地を賃借してテナント企業に転貸することで、テナント企業から店舗施工の受注につながるとともに不動産賃貸収入を得られる場合もございます。これらのビジネスモデルにより、土地オーナーとテナント企業のマッチングを促進させ、店舗施工の受注成約率を高めるとともに、当社にとって長期安定収入となる不動産賃貸収入を得ています。また、中古の店舗・事務所・ビル等を取得し、必要な改装等を施したうえでの賃貸、出店を予定している企業と土地オーナー間の不動産売買の仲介、保有設備である太陽光発電システムによる売電も不動産事業として展開しており、建設事業と不動産事業の両輪でビジネス機会を最大化する構造を構築しております。さらに、収益規模の拡大を目的とし、採算性を十分に検討したうえでの不動産売買にも着手しております。

なお、当社の不動産事業における不動産賃貸借パターンは以下のとおりです。

1. 土地オーナーから当社が土地を賃借し、当社費用で建物を建設のうえ当社が土地建物をテナント企業に賃貸するケース
2. 土地オーナーから当社が土地を賃借し、当社がテナント企業に土地を賃貸するケース
3. 土地オーナーから当社が土地を購入し、当社がテナント企業に土地を賃貸するケース
4. 土地建物オーナーから当社が土地建物を購入し、当社がテナント企業に土地建物を賃貸するケース
5. 土地オーナーから当社が土地を購入し、当社費用で建物を建設のうえ当社が土地建物をテナント企業に賃貸するケース
6. 土地オーナーから当社が土地を賃借し、自社で運用するケース：駐車場など
7. 土地建物オーナーから当社が土地建物を賃借し、当社がテナント企業に土地建物を賃貸するケース
8. 建物オーナーから当社が借地上的建物（敷地の借地権含む）を購入したうえで、土地オーナーから当社が土地を賃借し、当社がテナント企業に土地建物を賃貸するケース
9. 土地オーナーから当社が土地を購入し、自社で運用するケース：太陽光発電所など

同事業は、山口県及び広島県を中心に事業展開しており、2023年7月期の不動産事業売上高は1,156百万円（対象物件数は95件）であり、内訳は、建物賃貸収入863百万円（74.7%）、土地賃貸収入233百万円（20.2%）、売電収入33百万円（2.9%）、仲介手数料収入25百万円（2.2%）でありました。

2023年7月期末現在の不動産賃貸件数は95件となっております。2013年7月期末時点の不動産賃貸件数52件と比較すると10年間で約1.8倍となっております。なお、2023年7月期末現在の不動産賃貸借件数は73件であります。

当社は、建設受注と不動産賃貸の両面からアプローチすることにより、例えば当社が不動産を賃借することで建設

受注にもつながるなど、建設事業と不動産事業の複合案件を生み出し、不動産賃貸による不動産収入の獲得、さらには期間満了後には新たな建設受注の獲得も期待できることから、将来にわたって長期間安定した不動産収入と建設受注を獲得しうる事業構造（プラットフォーム）を確立しています。事業系統図によって示すと次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年 4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
97	45.2	6.1	6,720

セグメントの名称	従業員数(名)
建設事業	74
不動産事業	4
全社(共通)	19
合計	97

- (注) 1. 従業員数は他社から当社への出向者1名を含む就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
4. 最近日までの1年間において従業員数が9名増加しております。主な理由は、事業の拡大と管理体制強化を目的とした新規採用であります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係については、円滑な関係にあり特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社は、土地の有効活用を希望する土地オーナーの情報、事業に適した用地の情報、新しい事業展開のために拠点を求めるテナント企業の情報を収集し、土地オーナーとテナント企業を引き合わせ、双方のニーズをつなげることで建築工事の受注に結び付けるビジネスモデルを「カドスLANシステム」と呼び、当社の強みと言えるビジネスモデルであると認識しております。これにより、土地の特性に合わせた最適な事業プランの提案から店舗の設計施工、テナント企業の出店までをトータルプロデュースしております。

また、「100年存続企業」が当社における長期ビジョンであり、「100年存続企業」を実現するために「売上高100億円」と「社員100人体制」の早期実現を目指して、お客様、株主、従業員の信頼と期待に応えることを基本方針としております。

(2) 経営環境

①建設事業

当社の建設事業は、山口県・広島県を中心に主として流通店舗の設計施工を行っており、土地の特性に合わせた最適な事業プランの提案から店舗の設計施工、テナント企業の出店までをトータルプロデュースしております。競合企業の多くが、テナント企業の出店が決定した案件の施工を請負うことに集中しているのに対し、土地を活用したい土地オーナーへのアプローチを進め、活用することについて、土地オーナーから承諾を得た土地の情報を店舗設計図案とともにテナント企業に紹介し、土地の賃貸借契約につなげるマッチングを進める当社のビジネスモデルは、山口県・広島県の幅広い地域で認知を得ておりますが、まだ当社認知度が充分でない地域における商圏拡大の余地は充分に残っていると見込んでおります。また、建設業の担い手不足やコストの上昇については業界共通の課題として認識し、人材の確保や生産性の向上等を進めており、今後も課題解決へ向けて継続的に取り組んでいく方針です。

②不動産事業

当社の不動産事業は、建設事業の営業活動の中で土地オーナーとテナント企業とのニーズがマッチングしないケースで、当社が両社の間に入り双方のニーズをつなぎ合わせることで案件を成立させるビジネスモデルが強みです。つまり、不動産事業における主たる収入（売上）である不動産賃貸収入は、不動産事業のみの事業活動で増加するものではなく、建設事業の案件に付随して増加するものであり、収入に対応する人件費等の直接原価や販売費及び一般管理費の負担が少ないため、建設事業と比べて高い利益率となります。これまでの建設受注実績と不動産賃貸実績の両面からアプローチすることによる積み重ねが、複合案件を生み出し、不動産賃貸による不動産収入の獲得、さらには期間満了後には新たな建設受注の獲得につながることから、将来にわたって長期間安定した不動産収入と建設受注を獲得確保できる機会・情報が積み上がっていると認識しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等及び中期的な経営戦略

①売上高伸長と併行して、売上総利益率の維持・向上に努めてまいります。

建設事業において質・量ともに広範に受注を獲得し、持続的な事業成長を目指す中で、利益率を重視した工事原価管理を徹底するとともに、安定収益の確保と財務体質の健全性を維持するため、安定的に高利益率を確保できる不動産事業の売上高割合も20%程度を堅持できるよう、成長に資する投資を着実に実施してまいります。

②財務健全性を維持しながら、株主価値の向上を目指します。

財務健全性の高さを表す重要指標である自己資本比率の向上に努めると同時に、株主見地から投下資本の収益性を表す自己資本当期純利益率、また、株主還元の意味で重要な配当性向の向上に努めてまいります。東京証券取引所公表「2023年3月期決算短信集計〔連結〕（プライム・スタンダード・グロース）」の上場建設業平均値（自己資本当期純利益率8.04%、自己資本比率43.51%、配当性向38.77%）を参考に、資本政策上の当社の適正数値（自己資本当期純利益率10.0%、自己資本比率40.0%、配当性向30.0%）を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1) 及び(2)に記載の、経営指標及び中期的な経営戦略を実行していくうえで、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は次のとおりであります。

①経営資源の選択と集中

本社を構える山口県は、人口減少や少子高齢化が急速に進む一方、福岡県と広島県については、就業・生活スタイルの変化に伴い、東京一極集中からのシフトの受け皿として、現状程度の商業・人口集積を維持するものと見込んでおります。したがって、建設事業においては、本社の売上規模は維持しつつ、人を含む経営資源を広島・福岡の両県に重点投入し、売上拡大に取り組んでまいります。

日本フランチャイズチェーン協会「フランチャイズチェーン統計調査(1989年～2022年)」によると、2022年のフランチャイズチェーン店舗数は約25万店であり、コロナ禍を背景に4年連続で減少しました。但し、一時の減少はあるものの全体的には増加基調で推移しており1989年以降に減少局面となったのは、リーマンショックが影響したと思われる2008年～2009年のみであります。また、国土交通省「建築着工統計調査(2013年～2023年)」によると、山口・広島・岡山・福岡の4県の工事費予定額はおよそ年間800億円程度、中でも人口規模が大きく、強い経済基盤を持つ広島県、福岡県の存在感は高いと言えます。

このような状況を踏まえて、当社は、今後、テナント企業の出店需要が高い山陽道(山口・広島・岡山)及び北部九州(福岡及びその周辺)を営業エリアとして、山口県・広島県に加えて西は福岡県及びその周辺、東は岡山県まで広く事業を展開する予定です。また、同4県中の人口10万人超22市のうち、特にナショナルチェーン店舗施工実績10件未満の13市を進出余地のあるターゲット地域としてまいります。22市の2023年7月期末時点の施工実績数値は以下のとおりであります。今後の営業力強化のため、ターゲット地域の地元不動産会社と業務提携を行い、土地オーナーの土地活用ニーズの掘り起こしを加速させる計画であります。2024年4月末現在、地元不動産会社との業務提携はありませんが、1市1社以上の業務提携を行うことを目標としております。

都道府県	市町村	施工実績
山口県	下関市	46件
	宇部市	43件
	山口市	38件
	防府市	34件
	周南市	25件
	岩国市	18件
山口県合計		204件

都道府県	市町村	施工実績
岡山県	倉敷市	4件
	岡山市	1件
岡山県合計		5件

都道府県	市町村	施工実績
広島県	広島市	24件
	福山市	14件
	東広島市	5件
	尾道市	2件
	廿日市市	2件
	呉市	1件
広島県合計		48件

都道府県	市町村	施工実績
福岡県	北九州市	16件
	福岡市	1件
	飯塚市	1件
	筑紫野市	-
	大野城市	-
	春日市	-
福岡県合計		18件

また、当社は敷地面積5,000坪以上の土地に複数のテナント企業を誘致した郊外型複合商業施設として「カドスタウン」の展開にも着手しており、既に山口県防府市及び宇部市において用地を確保しております。土地オーナーとナショナルチェーンの1対1対応よりも複数の土地オーナーと複数のナショナルチェーンのニーズをマッチングさせる多対多対応の相乗効果を想定し、複数のナショナルチェーン誘致で集客力

を高め、用地のブランド力を引き上げます。当社はそれらの開発・一括管理で付加価値を提供するという構想を実現させる方針です。

②継続的な設備投資

不動産事業については、将来性のある賃貸用不動産や借地権等無形固定資産の新規取得及び既存保有施設の維持更新を継続的に行うことで、保有資産価値の維持と賃貸収入の増加を図ってまいります。

2023年7月期は、上記の賃貸用不動産等の新規取得に販売用不動産の購入を加え、815百万円の投資を実施しました。今後もオフィスビル、物流関係の建物などをターゲットとし、投資を実施してまいります。2024年4月末現在ではオフィスビル3件（山口県2件、広島県1件）、物流倉庫2件（山口県）を賃貸物件として保有しておりますが、事業エリアを福岡県、岡山県に拡げ、保有物件をさらに増加させていく方針です。

③人材の確保と育成

65歳定年としておりますが、個人の健康状態・就労意欲に応じて個別に労働条件設定を行い、希望する年齢まで働ける環境を整えてまいります。また、従業員の目標設定、業績等の査定方法を明確化し、従業員の評価の適正化を図るとともに、業務に必要な資格取得を奨励して従業員一人一人の上昇志向と能力の向上を図っていくつもりであります。

ビジネス機会を着実に取り込むためには施工能力強化が不可欠であります。2023年7月期末現在、工事部門（原価見積部門、設計部門を含む）に所属する従業員は47人ですが、今後も積極採用に努めてまいります。また、現場監督の組合せ改善、DXを活用した遠隔操作による現場監督、現場監督の人材育成、これらの施策を実行することにより、2023年7月期の建設事業売上高における1人当たり年間完成工事高0.99億円からさらに増加させるべく取り組んでおります。

④環境保全への取り組み

サステナビリティを巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会の拡大にもつながる重要な経営課題であり、当社としては電力使用量の実質的削減が最も効果的な手段と認識しております。現状では、全事業の電力使用量が自社太陽光発電量の範囲に収まっておりますが、事業拡大に伴い、電力使用量が超過する場合には、調達するF I T電気に非化石証書（トラッキング付）を付加することで実質の再生可能エネルギーとする予定です。

⑤建設工事受注の平準化

業界共通の課題である建設資材価格の上昇や建設技術者の不足により、条件交渉が長期化して工期が重なり、受注できないケース（機会損失）や外注費を含む建設コストの増加が懸念されます。これに対しては、テナント企業に対する工事請負金額の引き上げ交渉や、新卒・中途を問わない人材の確保・育成に加えて、建設技術者の効率的な配置ができるよう受注（工期）を平準化するため、契約までの営業・工事部門の連携強化に注力していく方針です。

⑥財務基盤の強化

当社は、不動産事業を中心とする資金需要に対応するため、有利子負債による資金調達を行っておりますが、今後、金利の急激な変動や金融情勢の変化等の何らかの理由により計画どおり資金調達ができない可能性があります。特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資シェアバランスを考慮して調達先を選定し、金融機関との良好な関係構築に努めてきた結果、現時点では手許資金は潤沢で資金調達余力を有しておりますが、引き続き一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、「地域社会との共生共栄」を大切にしながら、企業活動を通じてよりよい社会の持続・成長に貢献することが使命であると考え、サステナビリティを巡る課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会の拡大にもつながる重要な経営課題であると認識し、積極的・能動的に取り組んでまいります。

当社では、サステナビリティにおける指標及び目標の推移について、取締役会において報告・審議しており、今後その進捗状況についても監督していく方針です。

(2) 戦略

①人財の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

業容拡大に伴い増員を計画しており、そのために就業環境の整備として、休暇制度・子供手当等の福利厚生の充実に加え、今後、人事制度、業績評価体系を再構築し、研修制度も拡充させ、人的資本を質・量ともに充実させる方針であります。

当社は従来から性別・国籍・年齢など区別なく、新卒・中途採用を行っているほか、公正・公平な評価をもとに人材育成と管理職登用を推進しておりますが、中でも女性の活躍促進を重要な経営施策のひとつと位置づけており、まずはその前提となる女性社員比率向上を進めることが先決と判断し、目標を設定のうえ取り組んでおります。

②環境（気候変動）

当社にとっても、気候変動（IPPC予測（注1））による平均気温の上昇が及ぼす影響は甚大であり、上昇の抑制に貢献することが重要と認識しており、国が定める2050年脱炭素社会の実現に向けてのロードマップに整合した対応が重要と考えております。

今後、カーボンニュートラルの動きにより燃料価格をはじめとする工事原価が上昇するリスクがあります。当社のできることで、温室効果ガス（GHG）排出量（Scope1,2（注2））の削減に向けて目標を設定し、その達成に向けて、太陽光発電設備の設置推進や、役社員が業務で自家用車を使用した場合に、走行距離に応じて支給しているマイカー利用料を、HV（ハイブリッド）・電気自動車に対してはその他の車種に比べて上乘せ（優遇）支給することでHV（ハイブリッド）・電気自動車利用の奨励に取り組んでおります。

（注）1．国連のIPPC（気候変動に関する政府間パネル）が予測する平均地上気温の変化予測

2．Scope1：燃料の燃焼や、製品の製造などを通じて企業・組織が直接排出する温室効果ガス（GHG）

Scope2：他社から供給された電気・熱・蒸気を使うことで、間接的に排出される温室効果ガス（GHG）

(3) リスク管理

当社では、信用の危機、財政上の危機、人的危機、外部からの危機等さまざまな事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定しており、サステナビリティ関連のリスクもこの中に含んでおります。また、全役員、部長等、顧問弁護士をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、毎四半期に委員会を開催して各部のリスク（サステナビリティ関連のリスクも含む）の管理状況等を統括・把握するとともに、その対策の検討・決定と進捗確認を行うことにより経営の健全性の維持・向上に努めております。発生したリスク（サステナビリティ関連のリスクも含む）が全社対応レベルに該当するときは、委員会を招集して一元的に対応することとしております。

(4) 指標及び目標

当社がサステナビリティを巡る課題として取り組んでいる指標の目標並びに実績は以下のとおりであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
温室効果ガス（GHG）排出量（Scope1, 2）	2030年7月期までに2023年7月期実績の50%削減	762.53 t
男性の育児休業取得率	—	100.0%
女性管理職比率	—	10.0%
男女賃金格差	—	63.5%
女性社員比率	2026年7月期までに25%	20.7%

(注) 1. 男性の育児休業取得率については既に100%であり具体的な数値目標は設定しておりません。

2. 女性管理職比率並びに男女賃金格差については、女性管理職への登用を検討し得る、キャリア・能力を持つ女性社員の絶対数が不足している中、安易に目標設定した場合に、外部登用を誘引し、若手を中心とする在籍社員の成長意欲を削がれる懸念があることから、数値目標を設定しておりません。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 外部環境の変化に関するリスク

①人口減少について

〔発生可能性：高 発生可能性のある時期：長期的 影響度：大〕

日本国内では少子高齢化が進んでおり、国内消費も相応に縮小する可能性があります。これに対して、過去に取り扱った案件の施主・地主管理を徹底して反復の設備投資需要取り込みを図るほか、商圏を広島・福岡県の地方都市近郊にも徐々に広げておりますが、工場・事業所の縮小・撤退等により、想定以上にマーケットが縮小した場合は、テナント企業の設備投資が減少し、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

②景気・不動産市況動向等に係るテナントの動向について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大〕

当社は、流通店舗の建設・賃貸を主体に事業を行っており、テナントの出退店判断や設備投資需要は景気の動向に影響を受けやすい業態であります。これに対して、特定の地域・業種・取引先に偏らない幅広い収益源の確保に努めておりますが、今後、景気の後退や大量出店に伴う過当競争等により、テナントの動向が消極化した場合には、建設事業においては工事売上高が、不動産事業においては賃貸収入が減少したり、地価動向等に伴い不動産価格が下落したり、保有資産の価値が低下したりすることにより、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

③自然災害、人災等について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大〕

台風や地震等の自然災害や、事故、火災、戦争等の人災が発生した場合に備えて、BCPを整備し安全衛生委員会等を通じた対策の周知や定期的な訓練等も実施しておりますが、不動産事業においては、管理物件や自社物件が、毀損、滅失又は劣化してしまい、賃貸収入の減少や修復のための費用負担が発生する可能性があります。建設事業においては、施工途上物件への直接被害や現場周辺への影響に対する損害賠償等に伴う費用負担が発生する可能性があり、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

④感染症について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社では、各営業拠点、建設現場等の人が集まる施設を保有しております。これに対して、重大な健康被害をもたらす感染症が大規模に蔓延した場合に備えて、リモートワークしやすい環境・システムの整備を行っておりますが、今後更なる感染症の蔓延が危惧される場合には、感染拡大を防止する観点から、営業活動や工事現場の操業を停止せざるを得なくなる可能性があり、また不動産市況の悪化により、不動産の取得・開発・賃貸等の事業も含めて業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動に関わるリスク

①特定の取引先への依存について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大〕

当社は、建設事業において、テナントの出店動向に受注が左右されるため、出店意欲の旺盛な一部の業種や継続取引先からの受注に偏る懸念があります。2023年7月期から2024年7月期にかけて契約・工期が集中したことにより、建設事業売上高における㈱コスモス薬品への売上割合が2023年7月期は46.8%、2024年7月期における第3四半期末までの同割合は43.0%を占めたことが一例として挙げられます。これに対して、土地情報については、特定の業種・テナント先に偏ることなく出店意欲の高い複数のテナント先に対して幅広く紹介を行っており、現時点で受注の偏りに懸念はありませんが、今後、恒常的に受注が偏る状況に至り、突発的な経済環境の変化に起因する取引先の倒産、出店需要の収縮が発生した場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

②法令の変更について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大〕

当社の事業に関しては、主として建設・不動産等に関連する各種の法令や条例による規制を受けており

ます。これに対して、各担当部門及び管理部門の双方で法令や政策の変更状況を継続的に確認しておりますが、今後、予想外の規制の変更、法令適用や政府の政策運用の変更等により、営業・施工現場体制の大幅な変更を要する等の場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

③行政官庁からの指導等について

[発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大]

当社の事業に関しては、各種の法令や条例による規制に基づいて行政官庁からの臨検・指導が行われます。これに対して、監督官庁からの指摘を受けた場合は、その内容を工事部内で速やかに情報共有し、それぞれの現場で状況確認と協力会社への伝達・教育を徹底することで、可能な限り指摘の減少に努めております。2024年7月期における第3四半期までの労働基準監督署による期中臨検数は4現場であり、このうち指摘を受けたのは1現場で指摘数2件でした。指摘の内訳は是正勧告1・指導1となっております。本書提出日現在、重大な指摘はなく、処分を受ける事由は発生しておりませんが、今後、何らかの理由により行政官庁からの重大な指摘を受け、業務停止命令等を受けた場合には、当社の事業の活動に支障をきたすとともに当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

④許認可等について

[発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大]

当社の事業においては、主に建設・不動産等に関連する各種許認可を必要としております。当社が事業に関し取得している許認可等は次のとおりです。本書提出日現在、これらの許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、今後、何らかの理由により許認可等の取消等があった場合、当社の事業の活動に支障をきたすとともに当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社売上高の大半に特定建設業許可が必要であり、今後、何らかの理由により当該許可の取消等があった場合、当社の事業活動に支障をきたすとともに、業績及び財務状況等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称 許認可（登録）番号	有効期間	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
宅地建物取引業許可 国土交通省許可（1）第9641号	2019年11月27日から 2024年11月26日まで	宅地建物取引業法第66条、第67条及び第67条の2に取消事由が定められており、当該取消事由の内容は以下のとおり。 ・不正な手段により免許を受けた場合 ・役員等の欠格条項違反等に該当した場合 ・違反行為に該当し特に情状が重い場合 など
特定建設業許可（注） 国土交通省許可（特-2）第27884号	2020年8月24日から 2025年8月23日まで	建設業法第29条及び第29条の2に取消事由が定められており、当該取消事由の内容は以下のとおり。 ・不正な手段により許可を取得した場合 ・役員等の欠格条項違反等に該当した場合 ・経營業務の管理責任者を欠いた場合 ・専任技術者を欠いた場合 など
一級建築士事務所登録 山口県知事登録（E）第2282号	2024年2月25日から 2029年2月24日まで	建築士法第26条に取消事由が定められており、当該取消事由の内容は以下のとおり。 ・虚偽又は不正の事実に基づき登録を受けた場合 ・開設者等の欠格条項違反等に該当した場合 ・専任の管理建築士が配置できない場合 など

（注）当社が取得している特定建設業許可の業種は、土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業です。

⑤人材の確保及び育成について

[発生可能性：中 発生可能性のある時期：長期的 影響度：中]

当社の事業は、専門性を有した技術者（特に建築設計・施工管理）により支えられており、優秀な人材の確保と育成、定着率が重要な課題となります。これに対して、新卒・中途を問わず、優秀な人材の確保・育成に積極的に取り組んでおりますが、近年は少子高齢化による労働人口の減少により需給ギャップは広がっており、当社の求める人材の確保・育成が充分にできない場合や当社の役職員が大量に社外に流出した場合には、売上・利益率の低下等により当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥競合について

[発生可能性：中 発生可能性のある時期：長期的 影響度：中]

当社が行う建設・不動産事業においては、既存競合他社が多数存在しており、過当競争・供給過剰等による競争激化に影響を受けやすい業界構造となっております。これに対して、建設事業においては、土地紹介を起点とした過度な受注競争にさらされない事業モデルを主体に展開しており、不動産事業においては、当社が保有するオフィスビルは好立地で高い競争力を有していると自負しておりますが、今後、競合他社が競争力を高める等、当社が優位に立っていない状況に至った場合には、売上・利益率の低下等により当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦賃貸借契約について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

不動産事業において、自社物件の賃借人との賃貸借契約の期間満了時に契約が更改される保証はありません。これに対して、原則として早期の中途解約時には違約金等が発生する条項を盛り込むこととしておりますが、賃借人が一定期間前の通知を行うことにより賃貸借契約期間中であっても賃貸借契約を解約できるとされている場合もあるため、既存の賃借人が退去した場合、後継賃借人が入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合があります。その場合、後継賃借人確保のため賃料水準を下げることもあり、賃貸借契約の解約が増加した場合、賃貸収入が減少するなど、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧外注業務について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は、建築・土木工事を一式で発注者から元請として直接請負い、工事全体の取りまとめを行う建設会社であり、施工は全て外注しております。これに対して、施工地域や工期等の多様な条件に柔軟な対応ができるよう、外注先の増加のため従前より常時新しい外注先を探索しておりますが、当社の選定基準に合致する外注先を十分に確保できない場合、外注先の経営不振や繁忙期等により工期が遅延する場合、あるいは、労働者・資材の不足に伴い外注価格が上昇する場合等には、工事採算の悪化により当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑨原材料・人件費等について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は、建築施工にあたり、下請業者を通じて多くの原材料の調達や作業員労務の提供を受けております。これに対して、経済合理性を働かせるために常に新しい下請業者の探索に努めておりますが、異常気象や為替市場の変動、地政学的リスクの影響により、資材価格、エネルギー価格や労務費が急激に上昇し、それを受注価格に転嫁できない場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑩安全管理・労働災害について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は、安全・環境に配慮が求められる建設現場を多数有しております。これに対して、平素より現場担当者や外注先に対する安全教育・指導を継続的に行っておりますが、重大な人身事故、環境事故、品質事故等が発生した場合には、信用の毀損、損害賠償や施工遅延・再施工費用等の発生により当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑪情報管理について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は、事業を行うにあたり土地オーナーをはじめとする個人情報を含むさまざまな情報を多数扱っております。これに対して、情報の取扱いに際しては、厳重な取扱いに留意しておりますが、サイバー攻撃やシステム障害、外部への情報漏洩等が発生した場合は、当社の信用失墜により契約件数の減少、売上の減少又は損害賠償による損失発生の可能性も考えられ、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑫契約不適合責任について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は、建設事業において主として店舗の施工を行っております。これに対して、施主と締結した工事請負契約に基づき、求められた品質及び性能を備えた目的物となるよう、十分配慮したうえで施工を行っておりますが、契約不適合責任を問われる建築物等の重大な欠陥や各種法令への不適合対応により費用が発生した場合や、多額の損害賠償、補修費用、社会的信用の失墜が発生した場合には、当社の経営成績に影響を及

ばす可能性があります。

⑬不動産の設備維持について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は不動産を継続的に取得・保有しております。これに対して、不動産の取得にあたり権利、構造、環境等に関する欠陥や瑕疵等により予期せぬ損害を被る可能性がないよう、当該不動産の綿密な調査を行い、慎重な対応に注力しておりますが、取得した不動産に欠陥や瑕疵等があった場合には、瑕疵の修復などの追加費用等が生じる場合があります。また、長期保有方針のもと、既存物件の老朽化が進み、設備更新・維持の費用負担が突発的に発生する可能性もあり、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑭減損会計の適用について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社は収益に関わる固定資産を多数保有しております。これに対して、投資金額と収益性を精査し減損リスクを考慮したうえで取得しておりますが、景気・不動産市況の悪化による賃料水準の低下、空室率の上昇、金融情勢の悪化等により収益性の著しい低下や時価の著しい下落が認識された場合、損失を計上することとなり、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑮労務管理について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社は、一般的に厳しい就労環境にあるとされている建設業を主体に営んでおります。これに対して、法令に基づく適正な労務管理等により、労務関連リスクの低減に取り組んでおりますが、労務関連のコンプライアンス違反（雇用問題、ハラスメント、人権侵害等）が発生した場合、訴訟の発生、会社イメージ低下等につながり、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑯訴訟の可能性について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありませんが、事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員により提訴される訴訟その他の法的手続きの当事者となるリスクを有しております。これに対して、日頃から適正な業務運営に努め、知識や事例の周知・共有を図っておりますが、訴訟その他の法的手続きは、一般的に結果の予測が困難かつ多額の費用が必要となるとともに、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらの手続きにおいて当社の責任を問うような判断がなされた場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑰履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社は、工事契約に係る収益認識については、少額又は期間がごく短い工事等を除いて、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。当該方法は、工事の進捗率に応じて収益を計上する方法であり、具体的には見積総工事原価に対する発生原価の割合をもって完成工事高を計上しております。これに対して、工事ごとに継続的に見積り総工事原価の見直しを実施するなど、適切な原価管理に取り組んでおりますが、想定していなかった状況の変化が生じて見直しが必要になった場合には、利益率の悪化等により当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑱代表取締役会長への依存について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社の代表取締役会長である杉田茂樹は、当社の創業者であり、創業以来、経営者として経営方針や経営戦略を決定するとともに、役職員の精神的支柱を担っております。これに対して、2022年8月より工藤博丈が代表取締役社長に就任し複数代表制に移行し、役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、杉田茂樹に依存しない経営体制の整備が進んでおりますが、何らかの理由により杉田茂樹の業務執行が困難になった場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 財務状況に関わるリスク

①有利子負債依存について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は、不動産事業を中心とする資金需要に対応するため、有利子負債による資金調達を行っており、

2023年7月31日現在で短期借入金はなく、長期借入金は2,270百万円（社債510百万円を含む）、総資産に対する割合は29.6%であります。これに対して、特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資シェアバランスを考慮して調達先を選定し、金融機関との良好な関係構築に努め、社債による直接金融での調達とともに、短期融資枠の積極的な利用提案を受けるなど、現時点では資金調達余力を有しておりますが、今後、金利の急激な変動や金融情勢の変化等の何らかの理由により計画どおり資金調達ができない場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

②金利変動について

〔発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社は、不動産事業を中心とする資金需要に対応するため、有利子負債による資金調達を行っております。これに対して、金融機関との良好な関係構築に努めるとともに、金利変動時に臨機応変に対応できるよう資金調達時に固定・変動金利を都度選択しながらリスクの軽減に努めておりますが、想定外の市場金利の上昇や当社信用力の低下等により、資金調達コストが上昇した場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、建設事業においても、融資を利用して出店を行うテナントの意欲が減退することで受注に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資本に関わるリスク

①ストック・オプションと株式の希薄化について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：長期的 影響度：小〕

当社では、取締役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を推進することにより、企業価値向上に資することを目的とするため、ストック・オプション制度を設け、その一環として新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は104,400株であり、株式の総数（潜在株式を含み、自己株式を除く。）に対する潜在株式数の割合は12.2%となっております。これに対して、エンゲージメントの向上に向けて就労環境の改善等に取り組んでおりますが、今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

②当社株式の流動性について

〔発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社の代表取締役会長である杉田茂樹は、当社の大株主（支配株主）であり、同人が代表取締役を兼務する同人及び配偶者の資産管理会社㈱ネクストライト及び㈱せんじゅの所有株式数を含めると2024年4月30日現在で発行済株式総数の69.8%を所有しておりますが、株式上場時の資本政策により、杉田茂樹の所有株式数の割合は資産管理会社含め発行済株式総数の42.4%程度となる見込みであります。

また、当社の流通株式時価総額は、東京証券取引所が定める上場維持基準に近接しております。これに対して、当社は経営方針・経営戦略に従って、売上高及び利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。また、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加、当社大株主への一部売出し等の施策を組み合わせることで、流動性の向上を図っていく方針であります。しかしながら、何らかの事情により上場時よりも流通株式時価総額が低下する場合には、上場維持基準に抵触し、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

第25期事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着く中、行動制限も緩和され、徐々にウィズコロナへの移行が進み、経済活動の活性化に伴い企業業績が回復し、株価も上昇するなど、景気動向に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するロシアのウクライナ侵攻による世界的なエネルギー不足、原材料の価格高騰、さらには、円安の進行による物価の上昇が国民生活を圧迫するなど、依然として景気の先行きが危ぶまれる状況にあります。

建設業界におきましては、民間の設備投資は大きく縮小することなく、底堅く推移したものの、慢性的な技能労働者の不足による工期への影響、建設資材の価格上昇や電力費の上昇による利益率への影響など、決して明るいとは言えない経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社は、建設事業における営業戦略として、ドラッグストアをはじめ、食品スーパー、家電量販店、ホームセンター等の大型物件に加え、飲食店、コンビニエンスストアも受注案件のターゲットの中心に組み込み、積極的な土地情報の提供と新規出店情報の取得に努めてまいりました。また、不動産事業においても、従来の不動産賃貸等に加え、不動産販売への取り組みを開始するなど、収益規模の拡大に注力してまいりました。

一方では事業活動の安定継続を意識し、全社的な感染症予防対策や安全管理の徹底、コンプライアンスの遵守や社内ルール of 徹底を推進すると同時に、工事原価管理の精度向上を図るなど、内部管理面での充実にも注力してまいりました。

a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は7,667百万円、負債合計は4,621百万円、純資産合計は3,045百万円となり、前事業年度末と比べ総資産は1,277百万円増加しております。

(資産)

流動資産は前事業年度末と比べ1,203百万円増加し、2,628百万円となりました。売上高の増加に伴い「完成工事未収入金及び契約資産」が666百万円増加、また、次期以降の収益向上を目的として「販売用不動産」が529百万円増加したことが主な要因であります。

固定資産は前事業年度末と比べ74百万円増加し、5,039百万円となりました。有形固定資産について減価償却費186百万円を計上しましたが、一方では、賃貸用不動産の取得に伴い、「建物」が57百万円、「土地」が211百万円増加したことが主な要因であります。

(負債)

流動負債は前事業年度末と比べ790百万円増加し、1,642百万円となりました。売上高の増加及び工事原価の増加に伴い、「工事未払金」が464百万円、「未成工事受入金」が106百万円増加したことが主な要因であります。

固定負債は前事業年度末と比べ146百万円増加し、2,979百万円となりました。販売用不動産の取得のための資金調達として、「長期借入金」が123百万円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

純資産は前事業年度末と比べ340百万円増加し、3,045百万円となりました。前期分株主配当金25百万円を支払いましたが、当期純利益を365百万円計上したことが要因であります。

b. 経営成績

当事業年度の売上高は、前期末時点の受注残高の増加(前々期末比220.2%増)や、進行途中物件の完成も寄与し、5,659百万円(前期比25.1%増)となりました。利益面につきましては、建築資材価格の高騰や外注労務費の上昇に伴い、売上総利益率が19.0%(前期は22.3%)と低下、また、人員増加を主な要因として、販売費及び一般管理費が553百万円(前期比6.1%増)と増加したものの、売上高増加の効果は大きく、営業利益は521百万円(前期比7.6%増)、経常利益は511百万円(前期比8.4%増)、当期純利益は365百万円(前期比16.9%増)と前期比増収増益となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

(建設事業)

当事業年度における受注高は、5,570百万円（前期比26.9%増）となりました。完成工事高は、前期末受注残高の増加や、当事業年度における完成工事の増加により4,503百万円（前期比29.1%増）、次期への繰越工事高は、2,380百万円となりました。利益面につきましては、建設資材価格高騰や人件費増による工事原価の負担増もあり、セグメント利益は143百万円（前期比2.1%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業売上高は、前期（2022年1月）に取得した賃貸物件による不動産賃貸収入の増加や、当事業年度における仲介手数料収入の増加を主な要因として、1,156百万円（前期比11.7%増）、セグメント利益は378百万円（前期比11.8%増）となりました。

なお、事業収益拡大を目的として、当事業年度において販売用不動産529百万円を取得しております。

第26期第3四半期累計期間（自 2023年8月1日 至 2024年4月30日）

当第3四半期累計期間（2023年8月1日～2024年4月30日）におけるわが国経済は、国内における行動制限や海外からの入国制限の緩和により経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化やイスラエルにおける紛争の勃発など、国際情勢の緊張状態が続き、エネルギーや原材料価格の高騰を背景にした物価上昇や金利・為替変動による景気の下振れリスクもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましても、政府による建設投資は堅調に推移しており、民間設備投資についても、個人消費の回復や、インバウンド需要の増加などから、商業施設やホテル建設などに持ち直しの動きが見られるものの、慢性的な技能労働者不足に加え、労務費や資材価格の高騰による建設コストの増加などの悪条件が続き、生産性の向上や収益の確保に向けた施策が必要となっております。

このような状況の中で、当社は、建設事業における営業戦略として、ドラッグストアをはじめ、食品スーパー、家電量販店、ホームセンター等の大型店舗出店企業に加え、飲食店、コンビニエンスストア等の中・小型店舗出店企業のうち、出店意欲の強い得意先を受注案件獲得のターゲットとする営業活動を継続すると同時に、受注案件の平準化を目的としたテナント情報と土地情報の収集にも注力してまいりました。また、取引先のニーズを最優先しながらも、無理のない安全な工程により工事を進められるよう、営業部門と工事部門の情報交換をはじめとする連携強化にも努め、円滑な工事の進行を推進してまいりました。さらに、不動産事業においては、収益規模の安定・拡大を図るため、従来の不動産賃貸等に加え、前期から取り組みを始めた不動産販売にも一層注力してまいりました。

a. 財政状態

当第3四半期会計期間末の資産合計は7,177百万円、負債合計は3,909百万円、純資産合計は3,268百万円となり、前事業年度末と比べ総資産は489百万円減少しております。

(資産)

流動資産は前事業年度末と比べ538百万円減少し、2,089百万円となりました。好調な営業キャッシュ・フローを要因として「現金及び預金」が75百万円増加した一方で、第3四半期における売上高減少により「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」が575百万円減少したことが主な要因であります。

固定資産は前事業年度末と比べ48百万円増加し、5,087百万円となりました。減価償却費の計上などにより、有形固定資産が55百万円減少、無形固定資産が20百万円減少した一方で、営業補償料の支払いなどにより投資その他の資産が124百万円増加したことが主な要因であります。

(負債)

流動負債は前事業年度末と比べ621百万円減少し、1,020百万円となりました。第3四半期における売上高の減少及び工事原価の減少により「工事未払金」が529百万円減少、「未成工事受入金」が62百万円減少、当期に確定した損失への充当により「工事損失引当金」が26百万円減少した一方で、支給対

象期間に基づき計上する「賞与引当金」が63百万円増加したことが主な要因です。

固定負債は前事業年度末と比べ90百万円減少し、2,888百万円となりました。「長期借入金」が返済により127百万円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

純資産は前事業年度末と比べ222百万円増加し、3,268百万円となりました。前期分株主配当金50百万円を支払いましたが、四半期純利益を272百万円計上したことが要因であります。

b. 経営成績

当第3四半期累計期間の売上高は、前期末時点の受注残高の増加や、進行途中物件の完成も寄与し、4,654百万円となりました。利益面につきましては、売上総利益率は労務費や資材価格高騰の影響により18.5%と低下傾向にあり、また、販売費及び一般管理費については436百万円と増加傾向にあるものの、売上高の影響は大きく、営業利益は426百万円、経常利益は415百万円、四半期純利益は272百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

(建設事業)

当第3四半期累計期間における受注高は、2,414百万円となりました。完成工事高は、前期末時点受注残高の増加や進行途中物件の完成により3,641百万円、第4四半期への繰越工事高は1,153百万円となりました。また、労務費や建設資材価格の高騰による工事原価の負担増もありましたが、売上高の影響がこれらを吸収し、セグメント利益は84百万円となりました。

(不動産事業)

不動産事業売上高は、前期において取得した賃貸物件による不動産賃貸収入の増加や当期より開始した不動産販売を主な要因として1,012百万円、セグメント利益は342百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

第25期事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ12百万円(1.1%)増加し、1,165百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、136百万円(前事業年度は296百万円)となりました。「税引前当期純利益」511百万円、「減価償却費」240百万円、「仕入債務の増加」464百万円、「未成工事受入金の増加」106百万円がありましたが、一方では、「売上債権の増加」666百万円、「販売用不動産の増加」531百万円があったことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、△266百万円(前事業年度は△789百万円)となりました。賃貸用不動産として、土地211百万円、建物56百万円を取得したことなどに伴う「有形固定資産取得による支出」281百万円が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、142百万円(前事業年度は265百万円)となりました。「長期借入金の返済による支出」112百万円がありましたが、一方では、「長期借入れによる収入」300百万円があったことが主な要因であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b 受注実績

当社が行っている事業のうち、不動産事業については、事業の性格上、受注実績を定義することが困難であります。

第25期事業年度及び第26期第3四半期累計期間における工事売上の受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第25期事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)				第26期第3四半期累計期間 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日)	
	受注高 (千円)	前期比 (%)	受注残高 (千円)	前期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
建設事業	5,570,654	126.9	2,380,441	181.2	2,414,752	1,153,834

(注) セグメント間取引は、ありません。

c 売上実績

第25期事業年度及び第26期第3四半期累計期間における売上実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第25期事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)		第26期第3四半期累計期間 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日)
	売上高(千円)	前期比(%)	売上高(千円)
建設事業	4,503,776	129.1	3,641,359
不動産事業	1,156,171	111.7	1,012,784
合計	5,659,947	125.1	4,654,143

(注) 1. セグメント間取引は、ありません。

2. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第24期事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)		第25期事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)		第26期第3四半期累計期間 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日)	
	売上高 (千円)	割合(%)	売上高 (千円)	割合(%)	売上高 (千円)	割合(%)
株式会社コスモス薬品	1,073,640	23.7	2,175,583	38.4	1,615,162	34.7
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマ シー西日本	207,315	4.6	706,553	12.5	473,994	10.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたって、損益又は資産の状況に影響を与える見積、判断は、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表は固定資産の比率が高いことから、当社の財務諸表で採用する重要な会計上の見積りのうち特に影響が大きいものは、固定資産の減損会計であります。詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」をご参照ください。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第25期事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

建設事業セグメントにおいては、ドラッグストアをはじめとする大型物件に加え、飲食店、コンビニエンスストア等の中・小型物件も受注ターゲットの中心に組み込んだ営業戦略を推進し、当事業年度は前期比29.1%の売上高増となりました。不動産事業セグメントにおいては、前事業年度における収益物件(賃貸物件)取得の効果もあり、前期比11.7%の売上高増となりました。当事業年度においても、収益物件として、建物57百万円、土地211百万円を取得しました。また、今後の同セグメントにおける収益力の拡大、全社としての安定収益確保を目的とした新たな事業展開を視野に入れ、販売用不動産529百万円を取得しております。これらの取得に伴い、社債・長期借入金の残高が前事業年度末と比較して133百万円増加しております。

第26期第3四半期累計期間(自 2023年8月1日 至 2024年4月30日)

建設事業セグメントにおいては、前事業年度末における受注残高の増加の影響や、営業部門と工事部門の連携強化により円滑な工事進行を推進した効果により、売上高は増加傾向となりました。不動産事業セグメントにおいても、前事業年度において取得した賃貸用不動産による賃貸収入の増加や、当事業年度より開始した販売用不動産の売上により、売上高は増加傾向となりました。

③資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の主たる資金需要は、不動産事業セグメントにおける賃貸用不動産及び販売用不動産の取得用資金であります。当該資金について、当社は、営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金により調達しております。詳細については、「(1) 経営成績等の状況の概要②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の報告セグメントは、建設事業及び不動産事業から構成されます。

建設事業セグメントは、主としてドラッグストアをはじめとする流通店舗に係る造成・建築請負から得られる収益であり、経営成績に影響を与える要因は、収入面ではテナントの新規出店等の設備投資動向であり、利益面では人手不足や建設資材価格の変動であります。人件費及び資材価格の高騰を主な要因として、工事単価はこの10年間でおよそ4割上昇(国土交通省「建築着工統計調査(2014年～2023年)」)しており、昨今の当社の利益率に影響しております。

不動産事業セグメントにおいて経営成績に重要な影響を与える主な要因は、賃貸収入から得られる収益であり、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (1) 外部環境の変化に関するリスク②景気・不動産市況動向等に係るテナントの動向について、(2) 事業活動に関わるリスク⑦賃貸借契約について、④不動産の設備維持について」に記載のとおりであると認識しておりますが、各種対応策を実施することでリスク要因の低減を図ってまいります。

⑤経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、建設事業においては、土地ありきの建築請負では、入札等により他社との価格競争に晒されて、利益率が低下すると考えております。したがって土地オーナーからの「土地利用承諾書(依頼書)」とテナントからの「出店申込書」の取得増加を重視しており、双方のニーズをマッチングさせることで競争のない

特命による建築請負を受注していく方針です。不動産事業においては、景気動向や物件の老朽化に伴う競争力低下により、賃貸収入が低下する可能性があります。したがって将来性のある収益不動産を厳選のうえ取得し長期保有することや適切な設備維持投資を継続的に行うこと、また、従来の不動産賃貸に加え、不動産販売にも注力することで、安定収益の維持・増加を図っていく方針です。

⑥経営方針、経営戦略、経営上の目標達成を判断するための客観的指標等

当社は、財務KPIとして、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等及び中期的な経営戦略」に記載のとおり、収益規模の拡大と収益性の改善を目指すうえで、売上高、売上総利益率を重要指標としております。また、財務健全性を維持しながら、株主価値の向上を目指すうえで、自己資本比率、自己資本当期純利益率を重要指標としております。2023年7月期は、売上高及び売上総利益は増加しましたが、原価上昇並びに収益性の低い受注先からの受注増により、売上総利益率は悪化しました。今後は収益性の高い受注先からの受注増並びに収益性の低い受注先への原価上昇分の価格転嫁を進め、売上の拡大と収益性の改善に努めてまいります。自己資本比率は40.0%、自己資本当期純利益率は10.0%を目標としている中、2023年7月期の実績は、自己資本比率39.7%で僅かながら未達、自己資本当期純利益率は12.7%であり、引き続き内部留保の着実な積み上げと収益確保に向けた効率的な投資を継続的に行うことで目標の達成・維持を図っていく方針です。また、不動産事業の売上高比率は2022年7月期の22.9%から2023年7月期には20.4%に低下しておりますが、安定収益確保の観点から、売上高の増加と併行して比率の維持・向上を図ってまいります。

	第24期事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	第25期事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
売上高 (千円)	4,522,656	5,659,947
売上総利益 (千円)	1,006,324	1,074,896
売上高総利益率 (%)	22.3	19.0
自己資本当期純利益率 (%)	12.3	12.7
自己資本比率 (%)	42.3	39.7

また、事業KPIとして、当社がマッチングした土地オーナーとの関係を維持し、永続的なトータルコーディネートを行うべく事業を推進するうえで、賃貸借契約管理書(管理カード)を発行した施工物件土地オーナー管理数、新築完工件数(累計)、不動産賃貸件数を重視しております。2023年7月期については、建築施工に関わる土地オーナーの管理数並びに新築完工件数は着実に積み上がっており、不動産賃貸件数は物件購入により増加しております。今後も将来の建設・不動産賃貸の反復需要取り込みにつなげていきたいと考えております。

	第24期事業年度 (2022年7月31日)	第25期事業年度 (2023年7月31日)
施工物件土地オーナー管理数	224	235
新築完工件数	488	511
不動産賃貸件数	92	95

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第25期事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

当社の設備投資は、収益力の強化、内部管理体制の充実などを目的として実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は284,539千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 建設事業

当事業年度の主な設備投資は、受注管理システムの改良を中心とする総額2,094千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産事業

当事業年度の主な設備投資は、収益力の強化を目的とした賃貸用の建物及び土地の取得を中心とする総額280,196千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当事業年度の主な設備投資は、会計システムの改良を中心とする総額2,248千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第26期第3四半期累計期間（自 2023年8月1日 至 2024年4月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は90,590千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 建設事業

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、受注管理システムの改良を中心とする総額7,143千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産事業

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、賃貸用不動産の建設費用を中心とする総額81,346千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、インボイス制度開始に伴う会計システムの改良を中心とする総額2,100千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2023年 7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社(注) 3 (山口県山口市)	建設事業 不動産事業	事務所 倉庫	27	—	— (—) [1,646]	3	14	45	59
広島営業所(注) 3 (広島県広島市安佐南区)	建設事業	事務所	43	—	— (—) [894]	—	0	44	18
福山営業所(注) 3 (広島県福山市)	建設事業	事務所	4	—	— (—) [958]	—	0	5	11
賃貸用不動産 MY小郡ビル (山口県山口市)	不動産事業	賃貸不動産	385	—	301 (1,319)	—	0	686	—
賃貸用不動産 アドレビル (山口県山口市)	不動産事業	賃貸不動産	15	—	10 (337)	—	0	26	—
賃貸用不動産(注) 3 広島平和公園ビル (広島県広島市中区)	不動産事業	賃貸不動産	414	—	— (—) [869]	—	340	755	—
太陽光発電施設 (山口県山陽小野田市)	不動産事業	太陽光発電 施設	2	90	27 (10,180)	—	0	120	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェア、長期前払費用、借地権であります。
 3. 土地を賃借しております。賃借している土地面積は、[] で外書きしております。
 なお、年間の賃借料は次のとおりです。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	年間の賃借料(千円)
本社	建設事業 不動産事業	事務所 倉庫	5,294
広島営業所	建設事業	事務所	5,400
福山営業所	建設事業	事務所	4,320
広島平和公園ビル	不動産事業	賃貸不動産	33,600

第26期第3四半期累計期間(自 2023年8月1日 至 2024年4月30日)

当第3四半期累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2024年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び 完成予定年月日		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完成	
京セラインダストリアルツ ールズ株式会社本社事務所 (広島県福山市)	不動産事業	賃貸用不動産	369	15	増資資金及び自 己株式処分資金 並びに自己資金	2024年 3月	2024年 8月	(注)
興陽電気株式会社事務所及 び倉庫 (山口県山口市)	不動産事業	賃貸用不動産	213	0	増資資金及び自 己株式処分資金	2024年 7月	2024年 11月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000
計	3,600,000

(注) 2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数が12,000株から3,600,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	948,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	948,000	—	—

(注) 1. 2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年4月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 2024年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は944,840株増加し、948,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年6月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 57 (注)6
新株予約権の数(個) ※	348 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 348[104,400] (注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	100,000[334] (注)2,4
新株予約権の行使期間 ※	2021年7月1日～2029年5月31日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 100,000[334] 資本組入額 50,000[167] (注)3,4
新株予約権の行使の条件 ※	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という。)された場合、上場の日後1年を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、本新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員でない場合であっても、本新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、行使可能な株式が1株の株式数の整数倍でない場合は、1株の株式数の整数倍に切り上げた数とする。ただし、いずれの場合においても権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。</p> <p>④新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>⑤新株予約権の割当てを受けた者は、前各号の規定に従い、一度の手続きにおいて本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の本新株予約権の一部につき行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	対象者は新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編成行為(合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転)を行う場合は別途定める第1回新株予約権発行要綱による。

※最近事業年度の末日(2023年7月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数は切り捨てするものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、本新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

2. 本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株主割当日の翌月以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 2024年3月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年5月1日付をもって普通株式1株を300株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とします。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失、権利放棄及び役員就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名及び当社従業員46名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月1日(注)1	2,500	3,160	—	33,000	—	—
2024年5月1日(注)2	944,840	948,000	—	33,000	—	—

(注) 1. 当社は2019年8月1日付で、有限会社アドレ・エステートを吸収合併しました。当社は同社の100%子会社であったため、当社株式2,500株を新たに発行し、同社株式と1:1の割合で交換しました。

2. 株式分割(1:300)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2024年 4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	11	13	—
所有株式数(単元)	—	—	—	4,800	—	—	4,680	9,480	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	50.63	—	—	49.37	100	—

- (注) 1. 自己株式は、「個人その他」に1,980単元含まれております。
 2. 当社従業員持株会が所有する558単元は、「個人その他」に含めて記載しております。
 3. 2024年4月11日開催の臨時株主総会において、定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。このため、上記の株式数及び議決権の数は当該分割後の数を記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年 4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 198,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 750,000	7,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	948,000	—	—
総株主の議決権	—	7,500	—

- (注) 2024年4月11日開催の臨時株主総会において、定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。このため、上記の株式数及び議決権の数は当該分割後の数を記載しております。

② 【自己株式等】

2024年 4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カドス・コーポレーション	山口県山口市小郡黄金町7番17号	198,000	—	198,000	20.89
計	—	198,000	—	198,000	20.89

- (注) 2024年4月11日開催の臨時株主総会において、定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記の株式数は株式分割後の株数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	660	—	198,000	—

(注) 2024年4月11日開催の臨時株主総会において、定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。また、当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記の最近期間の株式数は株式分割後の株数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、業績、配当性向に加え、企業体質強化・事業の継続的成長のための内部留保にも配慮しながら、総合的に勘案する方針をとっております。内部留保資金につきましては、中長期的な観点から成長が見込まれる分野の事業拡大に向けた設備投資や人材確保を中心に有効活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当（基準日7月31日）を基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当（基準日1月31日）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めており、将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、年2回の配当を行うことを検討してまいります。

なお、配当性向については、30.0%を中期的な目標としており、段階的に引き上げていく方針のもと、第25期事業年度は、当期純利益の増益（前期比16.9%増）を実現できたことを考慮し、以下のとおり配当を決定しました。配当性向は13.7%（第24期事業年度は8.0%）となりました。

(注) 基準日が第25期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年10月26日 定時株主総会決議	50	20,000

(注) 2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

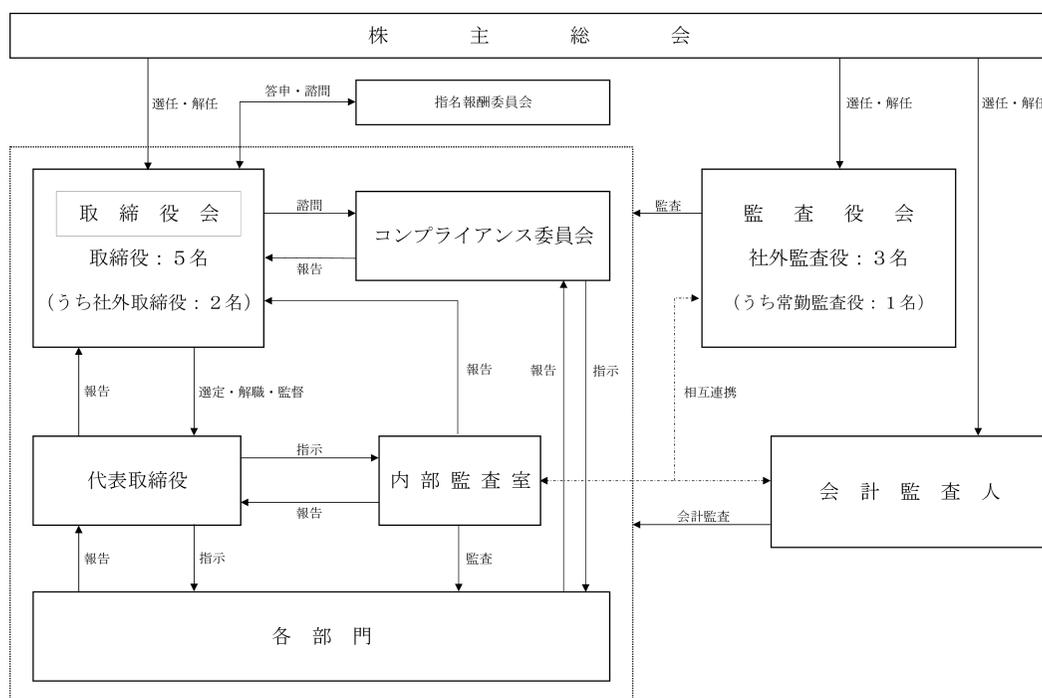
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の適法性・健全性・透明性を確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監督・監査機能の強化及び経営・執行責任の明確化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方を実現する制度として、現行法制下においては、監査役会設置会社が当社の企業規模、当社の置かれた環境下において、最も有効であると考え、当社は、監査役会設置会社を選択しております。当社においては、社外取締役2名及び社外監査役3名が、企業経営の経験や財務・会計等の専門的知見を有し、社外からの視点で経営監視を行っており、独立性並びに中立性の確保ができているものと認識しています。また、上記のコーポレート・ガバナンス体制を構築・維持しながら、より一層の経営の意思決定に対する客観性と透明性を高めることが、当社にとって最適な体制であると考えています。



a. 会社機関の内容

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置し、内部統制の強化を図っております。また、コンプライアンス委員会を設置し、経営の健全性の維持、向上に努めつつ経営課題の共有を図っております。なお、会計監査人並びに内部監査室については、「(3) 監査の状況」に記載しております。

<取締役会及び取締役>

当社の取締役会は、取締役5名（代表取締役会長杉田茂樹、代表取締役社長工藤博丈、取締役那須聖、社外取締役稲葉和彦、社外取締役古賀純子）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。当社は、上場企業の役員経験者及び弁護士を社外取締役に選任し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を行う体制としております。なお、取締役会は代表取締役社長工藤博丈を議長とし、毎月1回定期的に開催し、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

<監査役会及び監査役>

監査役会は常勤監査役である安江隆一を議長とし、藤浦敏明、木下結香子の3名で構成されており、全員が社外監査役であります。

監査役3名は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、取締役の業務の執行を監視するとともに適宜、提言、助言を行い、月1回の定期的な監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

なお、監査役3名は、社内ファイルサーバ内に監査役3名がアクセスできるフォルダを設け、常勤監査役作成の個別監査調書や月次監査報告等を随時格納し、情報共有を図るほか、必要に応じて電話・メールでコミュニケーションを図っております。

また、内部監査室長とは常勤監査役が月次で情報交換を行い、会計監査人とは監査役3名が参加する情報交換（三様監査の位置づけ）を定期的に開催し、情報共有を図っております。

<指名報酬委員会>

指名報酬委員会は、取締役会長及び社外取締役計3名で構成され、独立性、客観性及び説明責任を強化するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。委員長は、代表取締役会長の杉田茂樹が務めております。2024年2月14日開催の取締役会にて設置を決議し、同年3月に第1回目の委員会を開催いたしました。指名報酬委員会では、指名報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役の選解任及び役員報酬に関する事項や、後継者計画に関する事項などについて審議し、取締役会に対して答申を行います。

<コンプライアンス委員会>

当社では、全役員及び部長等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、四半期ごとに委員会を開催し各部のリスク管理状況等を統括・把握するとともに、その対策の検討・決定と進捗確認を行うことにより経営の健全性の維持・向上に努めております。コンプライアンス委員会の委員長は、代表取締役社長の工藤博文が務めております。また当社では、コンプライアンス通信等の発行により、役職員に対するコンプライアンスの徹底や意識喚起、啓蒙を図っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、適正な業務遂行を図るための体制として、2021年4月19日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づいて内部統制システムの運用を行っております。当該決議の内容は以下のとおりです。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

(a) 取締役は、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における優先事項と位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス遵守を推進する組織として、コンプライアンス委員会を組織し、法令違反、企業倫理上の問題、会社経営に影響を及ぼす重大なリスクが発生する事態の未然の防止、また問題が発生した場合の損失を最小化するための対策を講じており、当該対策の有効性を定期的にモニタリングします。

(b) 内部監査及び監査役監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合していることを確認します。

(c) 取締役会の業務執行監督機能を強化するとともに、意思決定の透明性の確保のため、社外取締役を招聘しております。

(d) コンプライアンス遵守に関して、内部通報制度を設けて、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付ける窓口を設置しております。

(e) 反社会的勢力の排除を、「反社会的勢力対応規程」に定め、不当な利益供与等に対して、断固たる態度で対応します。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存します。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善を行います。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

(a) 当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識・評価する組織としてコンプライアンス委員会を開催

- することにより、関連部署におけるリスクの把握、個別リスクに対する予防策の検討、リスクが顕在化した場合の早期解決及び損害の極小化、並びに解決した危機の再発防止を図ります。
- (b) 各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告します。
 - (c) 取引・信用管理等については、与信管理規程、与信事務取扱マニュアル及び外注管理規程に基づき、与信リスクに対する適切な管理を実施します。
 - (d) 各事業部及び営業所は諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行します。権限を越える職務を行う場合には、取締役会等による決裁を要し、承認された職務の遂行に係るリスクを管理します。
 - (e) 内部監査担当者は、各部署のリスク状況を監査し、その結果は内部監査責任者を通じて社長に報告します。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- (a) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。
 - (b) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用し、必要な手続の範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。
- e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
- (a) 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、全ての使用人がイントラネットで随時閲覧できる環境を整備しております。
 - (b) 当社の役職員及び取引先の関係者が、法令違反その他のコンプライアンスに反する行為について、不利益な処遇を受けることなく通報できるよう、社内のコンプライアンス担当部門及び社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度を整備し、運用します。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）
- (a) 当社は、監査役を補助する使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置します。
 - (b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号）
- (a) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有します。
 - (b) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有します。
 - (c) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制を構築しております。
 - (d) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報制度に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止します。
- h 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行います。
- i その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
- (a) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制を構築しております。

- (b) 内部監査担当、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるよう、定期的に情報交換を行います。
- j 財務報告の適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4）
 - (a) 財務報告の適正性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項のひとつとして位置づけ、財務報告の適正性確保を推進します。
 - (b) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
 - (c) 財務報告の適正性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告します。
 - (d) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。
- k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「法令遵守はもとより、社会の構成員として企業に求められる価値観・倫理観を堅持すること」や「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定めております。
 - (b) 当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めます。さらに、「暴力追放運動推進センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めてまいります。

当社のリスク管理体制といたしましては、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、コンプライアンス委員会を設置しており、発生したリスクが全社的対応レベルに該当するときは、委員会を招集して一元的に対応することとしております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項は次のとおりであります。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423号第1項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年1月31日を基準として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を持って行う旨、並びに取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④ 取締役会の活動状況

2023年7月期において当社は定時取締役会を月1回、臨時取締役会を1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
杉田 茂樹	13	13
工藤 博丈	13	13
那須 聖	13	13
稲葉 和彦	13	13

なお、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員することとし、2023年10月26日開催の第25回定時株主総会において、弁護士の資格を有する古賀純子が選任されました。

取締役会においては、直近の業績内容の報告に加え、各部門（建設事業、不動産事業、工事、管理）の近況、課題及び懸念事項の報告によって情報共有がなされ、また、年度予算や中期経営計画の決定、社内規程の改正、組織の改編、不動産投資、資金調達、その他重要な契約の締結等の決議事項については、慎重かつ具体的な審議を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 6名 女性 2名(役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	杉田 茂樹	1955年12月13日	1980年10月 大和ハウス工業(株)入社 1998年11月 「カドス・コーポレーション」を屋号とする建設業を個人開業 1999年 2月 (有)カドス・コーポレーション(現当社)設立、代表取締役社長 2019年 5月 (株)ネクストライト設立、代表取締役(現任) 2019年 5月 (株)せんじゅ設立、代表取締役(現任) 2022年 8月 当社代表取締役会長(現任)	(注)3	661,800
代表取締役社長	工藤 博文	1970年 8月10日	1997年 4月 (株)一条工務店入社 2002年 8月 当社入社 2016年 8月 取締役本店営業部長 2020年 8月 常務取締役事業本部長 2022年 8月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	9,600
取締役管理部長	那須 聖	1971年 1月24日	1994年 4月 (株)山口銀行入行 2016年 4月 (株)山口フィナンシャルグループ転籍、(株)山口銀行出向 同行吉敷支店支店長 同行山口支店次長 2019年10月 当社管理部副部長 2020年 2月 当社管理部副部長 2020年 8月 当社取締役管理部長(現任)	(注)3	1,500
取締役	稲葉 和彦	1960年 5月 6日	1984年 4月 (株)三井工作所(現(株)三井ハイテック)入社 2000年 8月 (株)ゼンリン入社 2005年 6月 同社取締役 2014年 6月 同社常勤監査役 2016年 6月 同社取締役常勤監査等委員 2019年 9月 当社非常勤監査役 2020年 6月 (株)高田工業所、非常勤取締役(現任) 2020年10月 当社非常勤取締役(現任)	(注)3	-
取締役	古賀 純子 (戸籍上の氏名:釘宮 純子)	1982年 6月17日	2010年 1月 近江法律事務所入所 2021年11月 LEシステム(株)非常勤監査役 2023年10月 当社非常勤取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	安江 隆一	1956年 9月24日	1982年 4月 大成建設(株)入社 2016年 6月 大成設備(株)出向、常勤監査役 2016年10月 同社転籍 2020年 6月 同社顧問 2020年 7月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	藤浦 敏明	1971年 5月 8日	1999年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2015年 9月 (株)ベガコーポレーション取締役経営管理部長 2018年10月 同社取締役経営企画室長 2019年 6月 Regards(同)設立、代表社員(現任) 2019年 6月 藤浦公認会計士事務所(現藤浦公認会計士・税理士事務所)開業、代表者(現任) 2021年10月 当社非常勤監査役(現任) 2022年 4月 (株)WISHシステムコンサルティング非常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	木下 結香子 (戸籍上の氏名：田村 結香子)	1986年 9月27日	2014年 1月 弁護士法人大手町法律事務所入所 2017年 4月 北九州市(任期付職員)入職 2020年 4月 弁護士法人大手町法律事務所入所 2023年10月 当社非常勤監査役(現任)	(注)4	-
計					672,900

- (注) 1. 取締役 稲葉和彦及び古賀純子は、社外取締役であります。
2. 監査役 安江隆一、藤浦敏明及び木下結香子は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年10月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年10月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、毎月一回開催される定時取締役会に出席し、自身が担当する業務の執行状況について報告を行っております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりです。

地位	氏名	担当
執行役員	竹内 伸次	建設営業部長
執行役員	中村 真典	不動産営業部長
執行役員	円道 正仁	工事部長
執行役員	窪田 浩然	工事部副部長
執行役員	星野 真寛	管理部副部長兼経理グループ長

6. 代表取締役会長 杉田茂樹の所有株式数には、同人が代表取締役を兼務する同人及び配偶者の資産管理会社株式会社ネクストライト及び株式会社せんじゅの所有株式数を含めております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけており、社外取締役及び社外監査役を選任し、独立した立場から監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役の稲葉和彦は、上場企業で取締役、常勤監査役、取締役常勤監査等委員を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営体制が強化できると判断し、選任しております。なお、当社との

人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外取締役の古賀純子は、弁護士資格を有しており、法律の専門家として取締役の業務遂行に対する的確な助言ができると判断し、選任しております。なお、当社との人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外監査役の安江隆一は、建設業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、その豊富な経験等を経営全般の監視と適正な監査活動に活かすことができると判断し、選任しております。なお、当社との人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外監査役の藤浦敏明は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、その専門的な知識、経験等を経営全般の監視と適正な監査活動に活かすことができると判断し、選任しております。なお、当社との人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外監査役の木下結香子は、弁護士資格を有しており、その専門的な知識、経験等を経営全般の監視と適正な監査活動に活かすことができると判断し、選任しております。なお、当社との人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割に関しては、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能、社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が働く体制となっております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を明確には定めておらず、今後も策定予定はありませんが、選任にあたっては、金融商品取引所が定める独立社外取締役の要件に則り、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と随時連絡を取り合うことにより情報を共有し、会計監査及び内部監査にも適宜同席・同行するなどの連携を取っております。

非常勤の社外監査役は、毎月の監査役会において、常勤監査役から内部監査担当者及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて管理部門との連携により経営情報を入手しております。また、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図っていくこととしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、独立性を有した社外監査役3名（内、常勤監査役1名）から構成されております。監査役は、監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づいて、取締役会や他の重要な会議に出席しているほか、重要書類の閲覧、取締役及び各部門長とのヒアリングや内部監査室との意見交換等を通じ、業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。また、監査役及び内部監査室は、定期的に会計監査人と三者によるミーティングを行うとともに、内部統制担当と意見交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

なお、藤浦敏明は公認会計士としての監査法人勤務、上場会社での管理部門責任者、公認会計士事務所の開業及び代表者（現任）の経験があり、経営・財務・会計等に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回、臨時監査役会を1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
安江 隆一	13	13
藤浦 敏明	13	13
渡邊 典子	13	13

渡邊典子は、2023年10月26日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、渡邊典子と同じく、弁護士の資格を有する木下結香子が同株主総会において選任されました。

監査役会における主な検討事項として、監査計画の作成、監査報告書の作成、取締役会の議事内容の確認、内部監査室との連携、監査法人の監査の方法及び結果の相当性等があります。

また、常勤監査役の活動として、取締役及び使用人とのコミュニケーション、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書の確認、営業日報の確認、接待交際費の確認、現場実査の立会確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果報告の確認、日本監査役協会の研修受講及び情報取得等を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、専従者1名で実施しております。内部監査室は事業年度ごとに内部監査計画書を作成し、監査役及び会計監査人と必要に応じて連携を取り、各部門の業務活動全般が、業務分掌、職務権限、社内諸規程やコンプライアンス等の観点から適正かつ効率的に行われているかを監査しております。監査にあたっては、各拠点等の現地訪問及び全社員の個別面談を基本とし、監査活動の実効性を確保するよう努めております。監査結果は、都度代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、四半期に1度取締役会にて内部監査報告を行い、監査活動について取締役会出席者が内容を確認いたします。取締役会には各部門の長である執行役員も出席しておりますので、内部監査室長が内部監査の趣旨・目的を繰り返し説明し、各部門の所属員が内部監査に対する正しい理解を持つための周知を行うよう、執行役員に求めています。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間

2022年7月期以降の2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他5名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定にあたって、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び

選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人候補者から会計監査人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて検討を行ったうえで選定することとしております。現会計監査人の有限責任監査法人トーマツは、監査法人としての実績、当社の業務規模に対して監査業務を充分対応しうる体制を有していたこと、監査計画、監査内容、監査日程等に対する監査費用が合理的かつ妥当であったことなどを総合的に判断して選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人を上記「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人に求められる独立性、専門性及び品質管理等の評価を行ったうえで、再任又は不再任の決定を行うこととしております。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定される事項に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて策定した、独立性、専門性及び品質管理等に係る評価基準に基づき、会計監査人に対する年次評価を行うこととしております。

なお、有限責任監査法人トーマツについては、上記評価基準に基づく評価の結果、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	-	15,000	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
-	-	-	-

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案したうえで、監査役会の同意を得て決定することとしています。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬額の見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬につきましては、業績連動報酬の体系ではありませんが、世間水準及び会社の業績や、従業員給与とのバランスを考慮し、取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の職務の内容及び実績・成果等を勘案して、取締役会で各取締役の報酬額を決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2019年8月19日であり、取締役の報酬額を「月額10百万円以内」と決議しております（決議時点の取締役の員数は6名）。また、監査役の報酬は、2023年10月26日に「年額18百万円以内」と決議しております（決議時点の監査役の員数は3名）。

取締役の報酬は、当事業年度においては2022年10月26日開催の取締役会の決議をもって決定をし、監査役の報酬は、監査役の協議で決定しております。

なお、当社では、2024年2月14日開催の取締役会にて指名報酬委員会の設置を決議し、同年3月に第1回目指名報酬委員会を開催いたしました。指名報酬委員会は、取締役会長及び社外取締役計3名で構成され、独立性、客観性及び説明責任を強化するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。委員長は、代表取締役会長の杉田茂樹が務めております。委員会では、指名報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役の選解任及び役員報酬に関する事項や、後継者計画に関する事項などについて審議し、取締役会に対して答申を行います。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	63,900	63,900	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	14,400	14,400	-	-	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の値上がり、又は配当による利益確保を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、取引先との関係強化、情報収集等を目的として保有する株式は、純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上で重要な取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は情報収集等の観点から、資本コスト等を踏まえ当社の中長期的な企業価値の向上を目的として、係る取引先の株式を政策的に保有しております。政策保有株式については、取締役会で検証しており、政策保有先ごとに中長期的な経済合理性や当社の事業戦略等の観点から中長期的な企業価値の向上という目的に資するかどうかを判断し、資本コスト・取引状況を鑑み、保有意義の薄れた株式については、政策保有先の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとしております。また、議決権行使につきましては、議案の内容を精査し企業価値向上を期待できるかなどを総合的に判断しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	3,150
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	3,150	業務関係維持
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はございません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はございません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はございません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)及び当事業年度(2022年8月1日から2023年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2024年2月1日から2024年4月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年8月1日から2024年4月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制整備に努めているほか、監査法人等主催の各種セミナーに出席しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年7月31日)	当事業年度 (2023年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,153,250	1,165,464
完成工事未収入金及び契約資産	※1 137,181	※1 803,856
販売用不動産	—	529,014
未成工事支出金	18,495	523
貯蔵品	758	769
前渡金	7,368	17,133
前払費用	45,879	46,085
未収入金	10,033	9,993
未収消費税等	31,914	—
その他	20,938	56,014
貸倒引当金	△879	△849
流動資産合計	1,424,942	2,628,007
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2, ※3 1,946,796	※2, ※3 1,853,831
構築物（純額）	※2 164,095	※2 148,061
機械及び装置（純額）	※2 102,446	※2 90,265
車両運搬具（純額）	※2 613	※2 306
工具、器具及び備品（純額）	※2 7,192	※2 6,163
土地	※3 1,474,637	※3 1,686,200
リース資産（純額）	※2 4,776	※2 3,753
建設仮勘定	8,638	13,093
有形固定資産合計	3,709,198	3,801,675
無形固定資産		
借地権	421,099	393,697
ソフトウェア	26,301	20,841
施設利用権等	2,153	1,913
無形固定資産合計	449,555	416,452
投資その他の資産		
投資有価証券	—	3,150
長期貸付金	26,596	24,392
長期前払費用	324,977	304,537
敷金及び保証金	197,311	196,586
繰延税金資産	257,231	292,426
投資その他の資産合計	806,116	821,092
固定資産合計	4,964,870	5,039,220
資産合計	6,389,813	7,667,228

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年7月31日)	当事業年度 (2023年7月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	295,265	759,675
1年以内償還予定の社債	20,000	10,000
1年以内返済予定の長期借入金	※3 139,615	※3 169,102
リース債務	1,125	1,125
未払金	43,404	42,522
未払費用	44,849	35,582
未払法人税等	46,887	106,185
未払消費税等	—	66,494
未成工事受入金	79,352	185,472
前受金	61,679	114,566
預り金	39,271	38,606
賞与引当金	75,700	80,500
完成工事補償引当金	—	1,510
工事損失引当金	—	26,211
その他	5,066	5,066
流動負債合計	852,218	1,642,620
固定負債		
社債	510,000	500,000
長期借入金	※3 1,467,921	※3 1,591,438
リース債務	4,222	3,096
退職給付引当金	62,282	74,559
役員退職慰労引当金	172,533	178,633
資産除去債務	86,332	88,578
長期預り敷金	487,336	505,522
その他	42,551	37,485
固定負債合計	2,833,180	2,979,314
負債合計	3,685,399	4,621,935
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,000	33,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	569,931	569,931
資本剰余金合計	569,931	569,931
利益剰余金		
利益準備金	—	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,451,483	2,789,862
利益剰余金合計	2,451,483	2,792,362
自己株式	△350,000	△350,000
株主資本合計	2,704,413	3,045,293
純資産合計	2,704,413	3,045,293
負債純資産合計	6,389,813	7,667,228

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2024年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,240,555
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	227,867
販売用不動産	524,202
仕掛販売用不動産	1,447
未成工事支出金	727
貯蔵品	613
その他	94,903
貸倒引当金	△849
流動資産合計	2,089,468
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	1,740,423
土地	1,686,200
その他（純額）	319,643
有形固定資産合計	3,746,266
無形固定資産	396,385
投資その他の資産	
繰延税金資産	328,110
その他	617,234
投資その他の資産合計	945,345
固定資産合計	5,087,997
資産合計	7,177,465

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2024年4月30日)

負債の部	
流動負債	
工事未払金	229,997
1年以内返済予定の長期借入金	169,509
未払金	27,747
未払法人税等	87,756
未成工事受入金	122,778
賞与引当金	143,600
完成工事補償引当金	4,200
その他	235,379
流動負債合計	1,020,968
固定負債	
社債	500,000
長期借入金	1,464,256
退職給付引当金	80,202
役員退職慰労引当金	183,333
資産除去債務	85,239
その他	575,345
固定負債合計	2,888,376
負債合計	3,909,345
純資産の部	
株主資本	
資本金	33,000
資本剰余金	569,931
利益剰余金	3,015,189
自己株式	△350,000
株主資本合計	3,268,119
純資産合計	3,268,119
負債純資産合計	7,177,465

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
売上高		
完成工事高	※1 3,487,928	※1 4,503,776
不動産事業売上高	1,034,727	1,156,171
売上高合計	4,522,656	5,659,947
売上原価		
完成工事原価	2,895,697	※3 3,879,668
不動産事業売上原価	620,634	705,382
売上原価合計	3,516,331	4,585,051
売上総利益		
完成工事総利益	592,231	624,107
不動産事業総利益	414,093	450,788
売上総利益合計	1,006,324	1,074,896
販売費及び一般管理費	※2 521,704	※2 553,552
営業利益	484,620	521,343
営業外収益		
受取利息	5,291	5,076
受取配当金	52	—
受取保険金	5	2,779
建設協力金精算益	3,050	—
その他	2,167	1,645
営業外収益合計	10,566	9,501
営業外費用		
支払利息	18,202	18,223
社債保証料	1,065	905
解約違約金	3,988	—
営業外費用合計	23,257	19,128
経常利益	471,929	511,716
特別利益		
投資有価証券売却益	2,268	—
特別利益合計	2,268	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 0	※4 0
減損損失	※5 11,528	—
特別損失合計	11,528	0
税引前当期純利益	462,669	511,716
法人税、住民税及び事業税	149,794	181,032
法人税等調整額	△40	△35,195
法人税等合計	149,754	145,837
当期純利益	312,915	365,879

【完成工事原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)		当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 外注費		2,451,233	84.7	3,324,289	85.7
II 経費 (うち人件費)		444,463 (256,219)	15.3	555,379 (314,184)	14.3
計		2,895,697	100.0	3,879,668	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【不動産事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)		当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 地代家賃		267,782	43.1	284,759	40.4
II 減価償却費		205,824	33.2	222,623	31.6
III その他経費		147,027	23.7	197,999	28.0
計		620,634	100.0	705,382	100.0

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日)
売上高	4,654,143
売上原価	3,790,818
売上総利益	863,325
販売費及び一般管理費	436,669
営業利益	426,656
営業外収益	
受取利息	3,810
補助金収入	1,626
その他	1,042
営業外収益合計	6,479
営業外費用	
支払利息	14,535
その他	3,568
営業外費用合計	18,103
経常利益	415,031
税引前四半期純利益	415,031
法人税、住民税及び事業税	177,889
法人税等調整額	△35,684
法人税等合計	142,205
四半期純利益	272,826

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	33,000	569,931	569,931	—	2,138,568	2,138,568
当期変動額						
剰余金の配当						—
当期純利益					312,915	312,915
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						—
当期変動額合計	—	—	—	—	312,915	312,915
当期末残高	33,000	569,931	569,931	—	2,451,483	2,451,483

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△350,000	2,391,498	2,391,498
当期変動額			
剰余金の配当			—
当期純利益		312,915	312,915
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			—
当期変動額合計	—	312,915	312,915
当期末残高	△350,000	2,704,413	2,704,413

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	33,000	569,931	569,931	—	2,451,483	2,451,483
当期変動額						
剰余金の配当				2,500	△27,500	△25,000
当期純利益					365,879	365,879
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
当期変動額合計	—	—	—	2,500	338,379	340,879
当期末残高	33,000	569,931	569,931	2,500	2,789,862	2,792,362

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△350,000	2,704,413	2,704,413
当期変動額			
剰余金の配当		△25,000	△25,000
当期純利益		365,879	365,879
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			—
当期変動額合計	—	340,879	340,879
当期末残高	△350,000	3,045,293	3,045,293

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	462,669	511,716
減価償却費	222,627	240,041
減損損失	11,528	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△180	△30
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,100	4,800
完成工事補償引当金の増減額 (△は減少)	—	1,510
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	—	26,211
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△3,527	12,277
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△680	6,100
受取利息及び受取配当金	△5,343	△5,076
支払利息	18,202	18,223
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,268	—
補助金収入	△1,050	—
保険金収入	△5	△2,779
売上債権の増減額 (△は増加)	122,727	△666,674
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	14,841	17,924
販売用不動産の増減額 (△は増加)	—	△531,236
仕入債務の増減額 (△は減少)	△89,285	464,410
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	566	106,119
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△31,914	31,914
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△66,498	66,392
その他	△80,089	△32,619
小計	577,422	269,223
利息及び配当金の受取額	284	10
利息の支払額	△12,795	△13,603
法人税等の支払額	△269,604	△121,735
補助金の受取額	1,050	—
保険金の受取額	5	2,779
営業活動によるキャッシュ・フロー	296,362	136,674

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	100,000	—
有形固定資産の取得による支出	△522,302	△281,997
無形固定資産の取得による支出	△374,335	△2,542
出資金の回収による収入	20	—
敷金及び保証金の差入による支出	△61,526	—
敷金及び保証金の回収による収入	1,377	725
預り敷金の精算による支出	△13,242	△1,902
預り敷金の払い込みによる収入	73,247	20,087
長期貸付金の回収による収入	2,204	2,204
投資有価証券の取得による支出	—	△3,150
投資有価証券の売却による収入	4,800	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△789,756	△266,574
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	600,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△314,050	△112,886
社債の償還による支出	△20,000	△20,000
配当金の支払額	—	△25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	265,950	142,114
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△227,443	12,214
現金及び現金同等物の期首残高	1,380,694	1,153,250
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,153,250	※1 1,165,464

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 ・ ・ ・ 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ法)

貯蔵品 ・ ・ ・ 最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げ法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) ・ ・ ・ 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～38年
構 築 物	3～35年
機械装置	8～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) ・ ・ ・ 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産 ・ ・ ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して おります。

(4) 長期前払費用 ・ ・ ・ 定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ・ ・ ・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ・ ・ ・ 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 ・ ・ ・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金 ・ ・ ・ 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 建設事業

建設事業においては、工事請負契約を締結し当該契約に基づき、建築工事を行う履行義務を負っております。財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することから、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、発生した工事原価が履行義務の充足における進捗度に寄与し、概ね比例していると考えられることから、各事業年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 不動産事業

不動産賃貸については、「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等 . . . 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 . . . 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げ法）

販売用不動産 . . . 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げ法）

貯蔵品 . . . 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げ法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） . . . 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～38年

構 築 物 3～35年

機械装置 8～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） . . . 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産 . . . 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用 . . . 定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 . . . 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 . . . 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金 . . . 完成工事に係る契約不適合責任による費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- (4) 工事損失引当金 ・ ・ ・ 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 ・ ・ ・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から中小企業退職金共済からの給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 ・ ・ ・ 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 建設事業

建設事業においては、工事請負契約を締結し当該契約に基づき、建築工事を行う履行義務を負っております。財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することから、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、発生した工事原価が履行義務の充足における進捗度に寄与し、概ね比例していると考えられることから、各事業年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 不動産事業

不動産販売については、顧客との売買契約に基づき不動産を引き渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引き渡し時点で収益を認識しております。

不動産賃貸については、「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に収益を認識していません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 一定の期間にわたり収益を認識する方法における進捗度の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する工事に係る完成工事高 2,674,730千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①金額の算出方法

一定の期間にわたり収益を認識する工事は、各工事の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額の合計に占める割合に基づいて算出し、完成工事高を計上しております。なお、工事原価総額の見積りについては、当社は工事契約に関する実行予算によって算出しております。工事着工後の完成に至るまでは、各現場において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の検討・見直しを行っております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

実行予算作成時には、将来の気象条件や作成時点で入手可能な情報に基づき、施工条件や建設資材価格等について仮定を設定し、作業効率を勘案して工種ごとに詳細に積み上げることによって工事原価総額の見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

財務諸表に大きな影響を与えるような大型工事においても適時・適正に工事原価総額の検討・見直しを行っておりますが、気象条件、施工条件、建設資材価格、作業効率等さまざまな状況の変化により将来の損益は見積金額と異なる可能性があるため、一定の期間にわたり収益を認識する工事による完成工事高の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
有形固定資産	3,709,198
無形固定資産	449,555
長期前払費用	324,977
減損損失	11,528

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

固定資産の減損損失の兆候の把握及び認識の判定にあたり、事業用資産については報告セグメントを基準として、また、賃貸資産及び遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。正味売却価額は、主として鑑定評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額を算定するにあたり用いた主要な仮定は、賃貸収

入、賃貸原価及び割引率であります。これらは、物件の立地や規模、賃貸テナントの契約更新状況、周辺地域の賃料動向、想定利回り等を踏まえ、見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

②で記載した主要な仮定は、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づく最善の見積りであるものの、事業環境の変化などにより、上記見積り額の前提や仮定に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

1. 一定の期間にわたり収益を認識する方法における進捗度の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する工事に係る完成工事高 4,046,442千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①金額の算出方法

一定の期間にわたり収益を認識する工事は、各工事の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額の合計に占める割合に基づいて算出し、完成工事高を計上しております。なお、工事原価総額の見積りについては、当社は工事契約に関する実行予算によって算出しております。工事着工後の完成に至るまでは、各現場において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の検討・見直しを行っております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

実行予算作成時には、将来の気象条件や作成時点で入手可能な情報に基づき、施工条件や建設資材価格等について仮定を設定し、作業効率を勘案して工種ごとに詳細に積み上げることによって工事原価総額の見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

財務諸表に大きな影響を与えるような大型工事においても適時・適正に工事原価総額の検討・見直しを行っておりますが、気象条件、施工条件、建設資材価格、作業効率等さまざまな状況の変化により将来の損益は見積金額と異なる可能性があるため、一定の期間にわたり収益を認識する工事による完成工事高の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
有形固定資産	3,801,675
無形固定資産	416,452
長期前払費用	304,537
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

固定資産の減損損失の兆候の把握及び認識の判定にあたり、事業用資産については報告セグメントを基準として、また、賃貸資産及び遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。正味売却価額は、主として鑑定評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額を算定するにあたり用いた主要な仮定は、賃貸収

入、賃貸原価及び割引率であります。これらは、物件の立地や規模、賃貸テナントの契約更新状況、周辺地域の賃料動向、想定利回り等を踏まえ、見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

②で記載した主要な仮定は、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づく最善の見積りであるものの、事業環境の変化などにより、上記見積り額の前提や仮定に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法によっておりますが、当該変更が利益剰余金の当事業年度期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる当事業年度に係る財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品のレベルごとの内訳等に関する注記を行うこととしております。

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年 6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

(時価の算定に関する会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年7月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 完成工事未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 3. (1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年 7月31日)	当事業年度 (2023年 7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,879,937千円	2,065,016千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 7月31日)	当事業年度 (2023年 7月31日)
建物	856,993千円	814,177千円
土地	388,291千円	388,291千円
計	1,245,284千円	1,202,468千円

	前事業年度 (2022年 7月31日)	当事業年度 (2023年 7月31日)
1年以内返済予定の長期借入金	93,348千円	93,348千円
長期借入金	1,005,637千円	912,289千円
計	1,098,985千円	1,005,637千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
役員報酬	71,610千円	78,300千円
給料手当	171,403千円	174,212千円
賞与	34,482千円	41,652千円
賞与引当金繰入額	33,664千円	32,609千円
退職給付費用	2,828千円	8,832千円
役員退職慰労引当金繰入額	5,800千円	6,100千円
法定福利費	46,291千円	49,311千円
減価償却費	11,580千円	12,026千円
支払手数料	58,792千円	52,489千円

おおよその割合

販売費	43%	44%
一般管理費	57%	56%

※3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
	—	26,211千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
構築物	—	0千円
工具、器具及び備品	0千円	—
合計	0千円	0千円

※5 減損損失

前事業年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
長崎県大村市	賃貸不動産	構築物	6,071千円
長崎県大村市	賃貸不動産	長期前払費用	5,456千円

当社は、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産及び賃貸等資産につきましては、個別の物件を最小単位としてグルーピングを行い、減損損失の検討を行いました。

その結果、当事業年度において、上記の資産については、使用方法の見直しに関する意思決定を取締役会で行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しておりま

す。なお、賃貸用不動産の回収可能価額については、正味売却価額で評価しており、売却の可能性を見込めないため、備忘価額まで減額しております。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,160	-	-	3,160

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	660	-	-	660

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2019年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	
合計		-	-	-	-	

(注) スtock・オプション付与時において、当社は未公開企業であったため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25	10,000	2022年7月31日	2022年10月27日

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,160	-	-	3,160

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	660	-	-	660

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2019年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) スtock・オプション付与時において、当社は未公開企業であったため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月26日 定時株主総会	普通株式	25	10,000	2022年7月31日	2022年10月27日

(注) 2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年10月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50	20,000	2023年7月31日	2023年10月27日

(注) 2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
現金及び預金	1,153,250千円	1,165,464千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,153,250千円	1,165,464千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	当事業年度 (2022年7月31日)
1年内	36,590千円
1年超	847,987千円
合計	884,577千円

(貸主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	当事業年度 (2023年7月31日)
1年内	36,590千円
1年超	811,396千円
合計	847,987千円

(貸主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資産調達については、銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び契約資産については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的に把握しリスク低減を図っております。

敷金及び保証金は、主に賃貸不動産の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である工事未払金は、全て一年内の支払い期日であります。借入金及び社債の用途は主に賃貸物件の購入に係る資金であります。長期預り敷金は、不動産事業における借借人(入居者)からのものであり、借借人が退去する際に返還義務を負うものであります。営業債務や借入金等の流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「完成工事未収入金及び契約資産」、「前渡金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「工事未払金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、「長期貸付金」、「リース債務」については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	197,311	164,007	△33,303
資産計	197,311	164,007	△33,303
長期借入金(※1)	1,607,537	1,608,363	825
社債(※2)	530,000	535,796	5,796
長期預り敷金	487,336	470,281	△17,055
負債計	2,624,874	2,614,441	△10,433

(※1) 長期借入金には、1年以内の返済予定分を含んでおります。

(※2) 社債には、1年以内の償還予定分を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,153,250	—	—	—
完成工事未収入金及び契約資産	137,181	—	—	—
合計	1,290,431	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	10,000	—	500,000	—	—
長期借入金	139,615	139,102	225,097	125,986	125,256	852,478
合計	159,615	149,102	225,097	625,986	125,256	852,478

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	164,007	—	164,007
資産計	—	164,007	—	164,007
長期借入金	—	1,608,363	—	1,608,363
社債	—	535,796	—	535,796
長期預り敷金	—	470,281	—	470,281
負債計	—	2,614,441	—	2,614,441

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内返済予定を含む）及び社債（一年内償還予定を含む）

元利金の合計額を同様の新規発行・新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資産調達については、銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び契約資産については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的に把握しリスク低減を図っております。

投資有価証券は、非上場であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に賃貸不動産の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である工事未払金は、全て一年内の支払い期日であります。借入金及び社債の用途は主に賃貸物件の購入に係る資金であります。長期預り敷金は、不動産事業における借借人(入居者)からのものであり、借借人が退去する際に返還義務を負うものであります。営業債務や借入金等の流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「完成工事未収入金及び契約資産」、「前渡金」、「未収入金」、「工事未払金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、「長期貸付金」、「リース債務」については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	196,586	156,205	△40,380
資産計	196,586	156,205	△40,380
長期借入金(※1)	1,760,541	1,744,179	△16,362
社債(※2)	510,000	513,949	3,949
長期預り敷金	505,522	475,757	△29,765
負債計	2,776,064	2,733,885	△42,178

(※1) 長期借入金には、1年以内の返済予定分を含んでおります。

(※2) 社債には、1年以内の償還予定分を含んでおります。

(※3) 市場価格のない株式等は、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	3,150

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,165,464	—	—	—
完成工事未収入金及び契約資産	803,856	—	—	—
合計	1,969,320	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	10,000	—	500,000	—	—	—
長期借入金	169,102	255,097	155,986	155,256	153,152	871,945
合計	179,102	255,097	655,986	155,256	153,152	871,945

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	156,205	—	156,205
資産計	—	156,205	—	156,205
長期借入金	—	1,744,179	—	1,744,179
社債	—	513,949	—	513,949
長期預り敷金	—	475,757	—	475,757
負債計	—	2,733,885	—	2,733,885

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内返済予定を含む）及び社債（一年内償還予定を含む）

元利金の合計額を同様の新規発行・新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額3,150千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付金で充当しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)
退職給付引当金の期首残高	65,809
退職給付費用	5,465
退職給付の支払額	△8,992
退職給付引当金の期末残高	62,282

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	89,353
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△27,071
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	62,282

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	5,465

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,685千円であります。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を中小企業退職金共済制度からの給付金で充当しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
退職給付引当金の期首残高	62,282
退職給付費用	13,432
退職給付の支払額	△1,155
退職給付引当金の期末残高	74,559

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	107,186
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△32,627
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	74,559

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	13,432

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、4,135千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は零のため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2022年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2019年 6月 3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 57名
株式の種類及び付与数	普通株式 126,000株
付与日	2019年 6月 5日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。
権利行使期間	2021年 7月 1日～2029年 5月31日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	120,900
権利確定	—
権利行使	—
失効	11,700
未行使残	109,200

② 単価情報

権利行使価格(円)	334
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積り方法

当社株式は未公開株式であるため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

権利が確定しているため、該当事項はありません。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は零のため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2023年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2019年 6月 3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 57名
株式の種類及び付与数	普通株式 126,000株
付与日	2019年 6月 5日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、新株予約権の行使に係る細則については、当社と付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。
権利行使期間	2021年 7月 1日～2029年 5月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	109,200
権利確定	—
権利行使	—
失効	4,800
未行使残	104,400

② 単価情報

権利行使価格(円)	334
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

当社株式は未公開株式であるため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

権利が確定しているため、該当事項はありません。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年 7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,791千円
賞与引当金	25,889千円
退職給付引当金	21,300千円
役員退職慰労引当金	59,006千円
減価償却費超過額	126,122千円
資産除去債務	29,525千円
その他	14,670千円
繰延税金資産小計	281,306千円
評価性引当額	△4,016千円
繰延税金資産合計	277,289千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△14,143千円
その他	△5,915千円
繰延税金負債合計	△20,058千円
繰延税金資産純額	257,231千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年 7月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
住民税均等割等	0.2%
軽減税率適用による影響	△0.3%
法人税額の特別控除	△1.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年 7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	11,541千円
賞与引当金	27,531千円
退職給付引当金	25,499千円
役員退職慰労引当金	61,092千円
減価償却費超過額	138,664千円
資産除去債務	30,293千円
その他	21,618千円
繰延税金資産小計	316,241千円
評価性引当額	△4,006千円
繰延税金資産合計	312,235千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13,407千円
その他	△6,401千円
繰延税金負債合計	△19,808千円
繰延税金資産純額	292,426千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年 7月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
住民税均等割等	0.2%
軽減税率適用による影響	△0.2%
法人税額の特別控除	△4.8%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6%

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の全額の算定方法

賃貸借期間を使用見込期間とし、割引率は賃借開始日時点のリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)
期首残高	81,146
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,920
時の経過による調整額	1,265
期末残高	86,332

当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の全額の算定方法

賃貸借期間を使用見込期間とし、割引率は賃借開始日時点のリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
期首残高	86,332
有形固定資産の取得に伴う増加額	945
時の経過による調整額	1,300
期末残高	88,578

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

当社では、山口県その他の地域において、賃貸用のテナントビル等(土地・建物等)を所有しております。当事業年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は394,607千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は11,528千円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

		当事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	3,481,178
	期中増減額	677,890
	期末残高	4,159,068
期末時価		4,342,621

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度の主な増加は建物・借地権の取得(806,474千円)であり、主な減少は減価償却費(187,855千円)であります。

3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

当社では、山口県その他の地域において、賃貸用のテナントビル等(土地・建物等)を所有しております。当事業年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は407,608千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

		当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	4,159,068
	期中増減額	66,854
	期末残高	4,225,923
期末時価		4,522,124

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度の主な増加は土地・建物の取得(267,321千円)であり、減少は減価償却費(203,955千円)であります。

3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	建設事業	不動産事業	計	
一定の期間にわたり移転される財	2,674,730	—	2,674,730	2,674,730
一時点で移転される財又はサービス	813,197	37,646	850,844	850,844
顧客との契約から生じる収益	3,487,928	37,646	3,525,575	3,525,575
その他の収益	—	997,080	997,080	997,080
外部顧客への売上高	3,487,928	1,034,727	4,522,656	4,522,656

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	57,016	35,990
契約資産	202,892	101,190
契約負債	78,785	79,352

(注) 1. 契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち未請求に関するものであり、対価に対する権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

2. 契約負債は、顧客との工事契約について履行義務を充足していないが、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであり、工事の進捗に応じて収益を認識するに伴い取り崩されます。

3. 契約負債の期首残高の全額が当事業年度の顧客との契約から生じる収益に含まれます。

4. 契約資産及び契約負債の重要な変動はありません。

5. 過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	建設事業	不動産事業	計	
一定の期間にわたり移転される財	4,046,442	—	4,046,442	4,046,442
一時点で移転される財又はサービス	457,334	58,930	516,265	516,265
顧客との契約から生じる収益	4,503,776	58,930	4,562,707	4,562,707
その他の収益	—	1,097,240	1,097,240	1,097,240
外部顧客への売上高	4,503,776	1,156,171	5,659,947	5,659,947

（注）その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	35,990	43,602
契約資産	101,190	760,253
契約負債	79,352	185,472

- (注) 1. 契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち未請求に関するものであり、対価に対する権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。
2. 契約負債は、顧客との工事契約について履行義務を充足していないが、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであり、工事の進捗に応じて収益を認識するに伴い取り崩されます。
3. 契約負債の期首残高の全額が当事業年度の顧客との契約から生じる収益に含まれます。
4. 当事業年度における契約資産及び契約負債の増加は期末時点での仕掛案件増加によるものであります。
5. 過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的な検討を行う対象となっているものです。

当社は事業形態別に「建設事業」及び「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「建設事業」は、主に事業用建物の設計、施工、販売を行っております。

「不動産事業」は、主に不動産(土地・建物)の賃貸を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	建設事業	不動産 事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	3,487,928	1,034,727	4,522,656	4,522,656	—	4,522,656
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	3,487,928	1,034,727	4,522,656	4,522,656	—	4,522,656
セグメント利益	146,450	338,170	484,620	484,620	—	484,620
セグメント資産	269,491	4,590,359	4,859,850	4,859,850	1,529,962	6,389,813
その他の項目						
減価償却費	16,803	205,824	222,627	222,627	—	222,627
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21,825	885,274	907,099	907,099	—	907,099

(注) 1. セグメント資産の調整額1,529,962千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金)、繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的な検討を行う対象となっているものです。当社は事業形態別に「建設事業」及び「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「建設事業」は、主に事業用建物の設計、施工、販売を行っております。

「不動産事業」は、主に不動産（土地・建物）の賃貸を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	建設事業	不動産 事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	4,503,776	1,156,171	5,659,947	5,659,947	—	5,659,947
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,503,776	1,156,171	5,659,947	5,659,947	—	5,659,947
セグメント利益	143,343	378,000	521,343	521,343	—	521,343
セグメント資産	916,761	5,176,329	6,093,091	6,093,091	1,574,136	7,667,228
その他の項目						
減価償却費	17,418	222,623	240,041	240,041	—	240,041
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,319	277,515	281,835	281,835	—	281,835

(注) 1. セグメント資産の調整額1,574,136千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金）、繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社コスモス薬品	1,073,640	建設事業、不動産事業

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社コスモス薬品	2,175,583	建設事業、不動産事業
株式会社ツルハグループドラッグ & ファーマシー西日本	706,553	建設事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	建設事業	不動産事業	計		
減損損失	—	11,528	11,528	—	11,528

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
1株当たり純資産額	3,605.89円	4,060.39円
1株当たり当期純利益	417.22円	487.84円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。
3. 当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

	前事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)	当事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	312,915	365,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	312,915	365,879
普通株式の期中平均株式数(株)	750,000	750,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(364個) これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(348個) これらの詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 (2022年 7月31日)	当事業年度末 (2023年 7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,704,413	3,045,293
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,704,413	3,045,293
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	750,000	750,000

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2024年3月13日開催の取締役会の決議に基づき、2024年5月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年4月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき300株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	3,160株
今回の株式分割により増加する株式数	944,840株
株式分割後の発行済株式数	948,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年5月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定し算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日)
減価償却費	181,528千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2023年8月1日 至 2024年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年10月26日 定時株主総会	普通 株式	50	20,000	2023年7月31日	2023年10月27日	利益剰余金

(注) 2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2023年8月1日 至 2024年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額	四半期 損益計算書計 上額(注)
	建設 事業	不動産 事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	3,641,359	1,012,784	4,654,143	4,654,143	—	4,654,143
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	3,641,359	1,012,784	4,654,143	4,654,143	—	4,654,143
セグメント利益	84,130	342,525	426,656	426,656	—	426,656

(注) セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	建設事業	不動産事業	計	
一定の期間にわたり移転される財	3,517,910	—	3,517,910	3,517,910
一時点で移転される財又はサービス	123,449	175,361	298,811	298,811
顧客との契約から生じる収益	3,641,359	175,361	3,816,721	3,816,721
その他の収益（注）	—	837,422	837,422	837,422
外部顧客への売上高	3,641,359	1,012,784	4,654,143	4,654,143

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 4月30日)
1株当たり四半期純利益	363円77銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	272,826
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	272,826
普通株式の期中平均株式数(株)	750,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2024年3月13日開催の取締役会の決議に基づき、2024年5月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年4月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき300株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	3,160株
今回の株式分割により増加する株式数	944,840株
株式分割後の発行済株式数	948,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年5月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定し算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

⑤ 【附属明細表】(2023年7月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,424,626	57,814	—	3,482,440	1,628,609	150,779	1,853,831
構築物	430,540	2,509	1,737	431,311	283,250	18,543	148,061
機械及び装置	193,912	—	—	193,912	103,646	12,180	90,265
車両運搬具	3,651	—	—	3,651	3,344	306	306
工具、器具及び備品	48,010	2,953	—	50,963	44,800	3,982	6,163
土地	1,474,637	211,562	—	1,686,200	—	—	1,686,200
リース資産	5,118	—	—	5,118	1,364	1,023	3,753
建設仮勘定	8,638	4,455	—	13,093	—	—	13,093
有形固定資産計	5,589,135	279,293	1,737	5,866,691	2,065,016	186,816	3,801,675
無形固定資産							
借地権	445,733	—	—	445,733	52,036	27,402	393,697
ソフトウェア	49,076	2,542	—	51,618	30,776	8,001	20,841
施設利用権等	3,789	—	—	3,789	1,876	240	1,913
無形固定資産計	498,600	2,542	—	501,142	84,689	35,644	416,452
長期前払費用	324,977	3,132	906	327,203	—	22,665	304,537

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| (1) 賃貸用建物の取得 | 山口市小郡上郷流通センター | 56,124千円 |
| (2) 賃貸用土地の取得 | 山口市小郡上郷流通センター | 211,562千円 |

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回適格機関投資家譲渡 限定私募 SB	2013年 8月23日	30,000	10,000 (10,000)	0.149	—	2023年 8月23日
第1回適格機関投資家譲渡 限定私募 SB	2020年 8月25日	500,000	500,000	0.400	—	2025年 8月25日
合計	—	530,000	510,000 (10,000)	—	—	—

- (注) 1. ()内書は、1年以内償還予定の金額であります。
 2. 変動利率のものについては、当事業年度末の利率を記載しております。
 3. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	—	500,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	139,615	169,102	0.989	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,467,921	1,591,438	0.974	2025年 6月30日～ 2039年 1月 5日
合計	1,607,537	1,760,541	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	255,097	155,986	155,256	153,152

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	879	—	—	30	849
賞与引当金	75,700	80,500	75,700	—	80,500
完成工事補償引当金	—	1,510	—	—	1,510
工事損失引当金	—	26,211	—	—	26,211
退職給付引当金	62,282	13,432	1,155	—	74,559
役員退職慰労引当金	172,533	6,100	—	—	178,633

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権の回収によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2023年7月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	156
預金	
普通預金	1,165,308
計	1,165,308
合計	1,165,464

② 完成工事未収入金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社コスモス薬品	386,618
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	189,200
株式会社片岡屋	72,600
株式会社ハローズ	59,324
株式会社ユニクロ	56,888
その他	39,224
合計	803,856

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
137,181	4,683,275	4,016,600	803,856	83.3	36.7

③ 販売用不動産

区分	土地 (㎡)	建物 (㎡)	金額(千円)
中古アパート	2,501	1,005	157,779
土地	6,056	-	371,235
合計	8,557	1,005	529,014

(注) 販売用不動産の地域別内訳

地域別	県別	土地	建物	金額 (千円)
中国地方	山口県	8,557	1,005	529,014
合計		8,557	1,005	529,014

④ 未成工事支出金

期首残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	期末残高 (千円)
18,495	3,834,928	3,852,900	523

(注) 期末残高の内訳は次のとおりであります。

外注費	98千円
経費	424千円
計	523千円

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
事務用品・カタログ等	726
印紙等	42
合計	769

⑥ 工事未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
前田道路株式会社	130,462
株式会社新生鉄工	50,905
株式会社マスタ鉄工	38,812
三笠電機株式会社	31,911
エムエム建材西日本株式会社	31,745
その他	475,838
合計	759,675

⑦ 未成工事受入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社コスモス薬品	69,095
株式会社ザグザグ	48,870
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	67,506
合計	185,472

⑧ 長期預り敷金

区分	金額(千円)
不動産賃貸に係る預り敷金	505,522
合計	505,522

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から7月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://cados.jp
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年8月31日	従業員	—	当社従業員(2021年8月31日退職)	杉田茂樹	山口県山口市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	5	500,000 (100,000)	代表者から役員及び従業員への株式譲渡時における合意書に基づき、退職時に移動(注5)
2021年12月20日	杉田幹雄	広島県尾道市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名)	那須聖	山口県山口市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	5	2,170,000 (434,000)	役員の経営参画意識向上

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2021年8月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてされており。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
移動価格は、類似会社比準方式で算出した価格を基準に譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。
5. 代表者から役員及び従業員への株式譲渡時(2019年5月)には、退社する場合に代表者が当初譲渡価額で買い戻す旨の条件を付しておりましたが、2024年4月以降対象者との間で同条件解消の合意書を順次締結し2024年5月末時点で全て完了しており、現在その効力はありません。
6. 当社は、2024年3月13日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ネクストライト (注) 1、6	山口県山口市小郡大正町1番1号	240,000	28.09
株式会社せんじゅ (注) 1、6	山口県山口市小郡大正町1番1号	240,000	28.09
杉田茂樹 (注) 1、2	山口県山口市	181,800	21.28
カドス・コーポレーション従業員 持株会 (注) 1	山口県山口市小郡黄金町7-17	55,800	6.53
工藤博丈 (注) 1、2	山口県山口市	15,000 (5,400)	1.76 (0.63)
杉田千佳子 (注) 1、3、7	山口県山口市	13,500 (5,100)	1.58 (0.60)
井上一志 (注) 1、7	山口県防府市	6,600 (3,600)	0.77 (0.42)
松本浩美 (注) 1	山口県宇部市	6,000	0.70
従業員	—	5,400 (5,400)	0.63 (0.63)
従業員	—	5,100 (5,100)	0.60 (0.60)
従業員	—	5,100 (5,100)	0.60 (0.60)
従業員	—	5,100 (5,100)	0.60 (0.60)
従業員	—	4,500 (4,500)	0.53 (0.53)
従業員	—	3,300 (2,400)	0.39 (0.28)
従業員	—	3,000 (3,000)	0.35 (0.35)
従業員	—	3,000 (3,000)	0.35 (0.35)
従業員	—	3,000 (3,000)	0.35 (0.35)
従業員	—	2,400 (2,400)	0.28 (0.28)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	2,100 (2,100)	0.25 (0.25)
従業員	—	1,800 (1,800)	0.21 (0.21)
従業員	—	1,800 (1,800)	0.21 (0.21)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
従業員	—	1,800 (1,800)	0.21 (0.21)
従業員	—	1,800 (1,800)	0.21 (0.21)
従業員	—	1,800 (1,800)	0.21 (0.21)
那須聖 (注) 1、5	山口県山口市	1,500	0.18
井上裕子 (注) 1	兵庫県姫路市	1,500	0.18
杉田幹雄 (注) 1、4	広島県尾道市	1,500	0.18
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,500 (1,500)	0.18 (0.18)
従業員	—	1,200 (1,200)	0.14 (0.14)
従業員	—	1,200 (1,200)	0.14 (0.14)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
従業員	—	900 (900)	0.11 (0.11)
計	—	854,400 (104,400)	100.00 (12.22)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の配偶者)
4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の二親等内の血族)
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
6. 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)
7. 当社の従業員
8. () 内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月6日

株式会社カドス・コーポレーション
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 昭 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カドス・コーポレーションの2021年8月1日から2022年7月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カドス・コーポレーションの2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月6日

株式会社カドス・コーポレーション
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 昭 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カドス・コーポレーションの2022年8月1日から2023年7月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カドス・コーポレーションの2023年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月6日

株式会社カドス・コーポレーション
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 昭 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カドス・コーポレーションの2023年8月1日から2024年7月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年8月1日から2024年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カドス・コーポレーションの2024年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビ

ュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

